

動物愛護管理をめぐる主な課題への対応について

動物愛護管理をめぐる主な課題への対応について
～目次～

はじめに	1
Ⅲ 動物取扱業に求められる役割と今後のあり方	3
1. <u>適正な飼養管理の基準のあり方</u>	3
論点① 飼養管理基準の更なる細分化・明確化の必要性	
論点② 飼養管理基準に新たに基準に取り入れるべき事項はあるか	
2. <u>移動販売、インターネット販売</u>	11
論点① インターネット販売に係る代行業の課題	
論点② 移動販売のあり方	
3. <u>犬猫繁殖業のあり方</u>	17
論点① 大規模繁殖業者の業の取扱いのあり方	
論点② ホビーブリーダー（小規模繁殖業者）の取扱いのあり方	
4. <u>動物園や動物触れ合い施設などの展示業のあり方</u>	21
5. <u>動物取扱責任者</u>	23
論点① 資格要件の検討	
論点② 研修内容の検討（より効果的・効率的な研修の実施の観点から、実施頻度・内容を各自治体の判断に委ねるべきか）	
6. <u>第一種動物取扱業と第二種動物取扱業</u>	29
論点① 第二種動物取扱業者への指導のあり方について	
論点② 第二種動物取扱業者の規制のあり方について	
7. <u>動物取扱業者や業界団体の主体的な取組の促進</u>	33
論点① 動物取扱業者の社会的な役割の整理、業界団体における主体的な取組、奨励措置	
Ⅳ 社会規範としての動物の愛護及び管理の考え方	35
1. <u>社会規範となる動物の愛護と管理の考え方の形成</u>	35
論点① 動物に対する多様な考え方がある中で、社会的規範はどうあるべきか	
2. <u>動物愛護とアニマルウェルフェア</u>	39
論点① 「アニマルウェルフェア」とはどのような概念か。それに基づく動物の取扱いとして、国際ルールや各国のルールはどのようなものがあるか	
論点② 「アニマルウェルフェア」の概念やそれに基づく動物の取扱いについて、愛がん動物やその他の施策分野において、そのまま日本に導入するべきか	
論点③ 「アニマルウェルフェア」と、日本語の「動物福祉」は同義なのか	
3. <u>動物を展示（触れ合いを含む）に利用することについての考え方の整理</u>	43
(1) <u>動物園における動物展示の考え方</u>	

論点① 動物園において動物を展示することの意義は何か

(2) 動物の「ふれあい」利用についての考え方

論点② 動物と触れ合うことの意義は何か

4. 主として致死利用を行う動物（実験動物、産業動物）への考え方・取扱い 49

(1) 実験動物

論点① 実験動物の健康安全の保持等をどのように図るのか

(2) 産業動物

論点② 産業動物の健康安全の保持等をどのように図るのか

V 「人と動物の共生する社会」の将来ビジョン 55

1. 人と動物の共生する社会の具体像の提示 55

論点① 法目的にある「人と動物の共生」とは、どのような概念か

論点② 「人と動物の共生する社会」の将来ビジョンをどのように検討していくのか

論点③ 将来ビジョンにおいて、人と動物の関わりを検討する上で留意すべき新たな視点はあるか

2. 今後の動物愛護管理施策を進めていくための留意事項 59

論点① 多様な主体の連携をどう進めていくべきか

論点② EBPM(証拠(エビデンス)に基づいた政策立案)をどのように推進すべきか

動物愛護管理をめぐる主な課題への対応について（論点整理（案））

はじめに

中央環境審議会動物愛護部会（第 44～47 回）における議論、動物愛護管理法の施行状況調査の結果、関連する各種検討会等における主な指摘事項等を踏まえ、動物愛護管理をめぐる主な課題への対応についての論点を次のとおり整理する。

今回の論点整理は、平成 30 年度を目途として動物愛護管理基本指針の見直しを行うこととされていることから、その前段階として、課題と対応の方向性について可能な範囲で整理を試みるものである。これらの整理の結果は、基本指針の見直しにおいて活用するほか、関連する政省令や通知、ガイドライン等の検討に活用するとともに、必要に応じて今後の法制度改正等の際に情報提供していくものとする。

第 47 回までの検討では、大きな 5 つのテーマを以下のとおり設定し、順に検討を行った。

- ①飼い主責任のあり方
- ②動物取扱業に求められる役割と今後のあり方
- ③行政機関が果たすべき役割、行政機関と民間との連携のあり方
- ④社会的規範としての動物の愛護及び管理の考え方
- ⑤「人と動物の共生する社会」の将来ビジョン

これを踏まえて、第 48 回で①と③について議論を行ったので、今回は、②、④、⑤について論じることとする。なお、前回③で積み残した災害時対応と学校飼育動物については、それぞれ「適正な飼養管理の基準のあり方」、「動物を展示（触れ合いを含む）に利用することについての考え方の整理」の課題に組み込んで扱うこととした。

動物取扱業に求められる役割と今後のあり方

1. 適正な飼養管理の基準のあり方

- ・動物愛護管理法に定められている動物取扱業に係る飼養管理に関する基準（登録の基準）及び遵守基準については、汎用性の高い定性的な基準として、動物取扱業者が確保すべき飼養管理のあり方が示されているが、近年、その円滑な運用等に資するため、ガイドライン等の作成や数値の設定などによる明確化を図っていくことが強く求められている。

（参考）

「動物愛護管理のあり方検討報告書」（平成 23 年 12 月）では、繁殖業者での繁殖回数の制限や飼養施設の数値基準のあり方について言及。

- ・動物取扱業は、多種多様な生物種、業種、業態が対象となっており、これらに対して、汎用性の高い定性的な基準を用いているが、生物種、業種、業態等に応じて、より細分化・明確化していくことが望ましいとする指摘もある。〔事務局〕
- ・動物取扱業者が動物を繁殖させて販売する行為については、特に社会的な関心が高い。第一種動物取扱業の販売業は、哺乳類、鳥類、爬虫類に属する動物を販売する者全てを含み、細目において、これらの動物全てに適用される遵守基準として、繁殖に係る定性的な基準（幼齢・高齢動物の繁殖禁止、遺伝疾患を生じるおそれのある交配の禁止等）が置かれている。

（参考）

第一種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目

第 5 条 動物の管理は、次に掲げるところにより行うものとする。

三 動物の繁殖は、次に掲げる方法により行うこと。

イ 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、販売、貸出し又は展示の用に供するために動物を繁殖させる場合には、遺伝性疾患等の問題を生じさせるおそれのある動物、幼齢の動物、高齢の動物等を繁殖の用に供し、又は遺伝性疾患等の問題を生じさせるおそれのある組合せによって繁殖をさせないこと。ただし、希少な動物の保護増殖を行う場合にあつてはこの限りでない。

ロ 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、販売、貸出し又は展示の用に供するために動物を繁殖させる場合には、みだりに繁殖させることにより母体に過度な負担がかかることを避け、飼養施設の構造及び規模、職員数等を踏まえて、その繁殖の回数を適切なものとし、必要に応じ繁殖を制限するための措置を講じること。

ハ 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、販売、貸出し又は展示の用に供するために動物を繁殖させる場合にあつては、動物の繁殖の実施状況について記録した台帳を調製し、これを 5 年間保管すること。

（なお、繁殖を行う販売業については、犬猫については、販売のみを行う者に加えて別途、特別な規定（犬猫同士の社会化の観点からの幼齢規制等）が置かれている。犬猫以外の哺乳類、鳥類及び爬虫類の繁殖を行う販売業については、法律において特別な規定はない。）

〔事務局〕

- ・平成 30 年 3 月に「動物の適正な飼養管理方法等に関する検討会」を発足させ、基準の明確化に向けた検討に着手。検討会では、アニマルベースドメジャーという考え方（飼養環境の

要件ではなく、動物そのものの状態で動物の健康・安全の保持等を判断)を導入すべきとの指摘もなされたところ。〔事務局〕

論点① 飼養管理基準の更なる細分化・明確化の必要性

- ・行政、事業者、消費者が、施設や飼養管理基準への適合について、動物福祉の観点から客観的に判断できる内容とし、動物の適正な取扱いの確保につなげるべき。〔委員〕
- ・動物取扱業は多様な業態であり、動物行動学の知見を基にすれば、同一の基準では対応できない。〔委員〕
- ・数値基準がなければ監督・指導できないという実態があれば、自治事務として監督・指導を行う自治体において、裁量行為の手助けとなるようなガイドライン（助言）として、基準の内容を分かりやすく示した資料を検討することも有効か。〔事務局〕

論点② 飼養管理基準に新たに取り入れるべき事項はあるか。

- ・犬猫の幼齢規制に関して、週齢を決めるときには、必ず抱き合わせで、ブリーダーにおいての飼育管理及び人との関係、動物との関係を入れ込んだものにすべき。〔委員〕
- ・犬猫の幼齢規制に関して、WSAVA（世界小動物獣医師会）のワクチンガイドラインで、移行抗体が切れる時期を考えて、1回目のワクチンを7週から8週ぐらいに打つことがいいと出ているので、ワクチンを打つタイミングが、ブリーダーのところで安定している状態で打つのか、ペットショップに行き、ある程度、次のご家族が決まるようなタイミングで打つのかという健康維持の問題もある。そういうことを含めて、7週、8週のことと考えていくといいのではないかと。〔委員〕
- ・大規模災害の発生を想定して、動物取扱業者が備えておくべき（遵守すべき）事項としてどのようなものがあるのか。〔事務局〕

（参考）

第一種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目

第5条 動物の管理は、次に掲げるところにより行うものとする。

一 動物の飼養又は保管は、次に掲げる方法により行うこと。

ホ 幼齢な犬、猫等の社会化（その種特有の社会行動様式を身に付け、家庭動物、展示動物等として周囲の生活環境に適応した行動が採られるようになることをいう。以下同じ）。を必要とする動物については、その健全な育成及び社会化を推進するために、適切な期間、親、兄弟姉妹等とともに飼養又は保管をすること。

二 飼養施設における動物の疾病等に係る措置は、次に掲げる方法により行うこと。

ニ 疾病の予防等のために、必要に応じてワクチン接種を行うこと。

六 その他動物の管理は次に掲げる方法によること。

ニ 動物の飼養又は保管をする場合にあっては、災害時における動物の健康及び安全の確保並びに人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止を図るために、平時より、職員間の連絡体制及び動物の逸走時の捕獲体制の整備、動物の避難方法の確立、餌の備蓄等の対策を講じること。

【対応の方向性】

論点①への対応案

- ・平成 29 年度に設置した「動物の適正な飼養管理方法等に関する検討会」において、現行の基準をより細分化、明確化する観点から、科学的根拠に基づき、専門的な知見を有する専門家による基準の検討を行う。その際、平成 23 年の「動物の愛護及び管理のあり方検討報告書」での指摘（飼養施設について数値基準を検討すべきとの問題意識）を踏まえて検討に着手するものであるが、適正飼養の確保の観点から、アニマルベースドメジャーの考え方等を含む最新の知見をもとに、より適切な基準のあり方を検討する。また、自治体が法に基づく適切な監視指導を行うことを通じ、動物取扱業において更なる適正な飼養管理がなされるよう、海外の法規制、運用方法や対策の実効性等に係る情報を収集するとともに、国内自治体における実態の把握を踏まえて、検討する。
- ・検討会の結果を踏まえて、環境省において、適正な飼養管理の方法についての基準（省令、告示）やガイドライン等のあり方を検討する。

論点②への対応案

- ・基準やガイドライン等において示すべき事項について、以下の視点等に着目しつつ検討する。（「第一種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目（平成 18 年 1 月 20 日環境省告示第 20 号）」において、既に一部記載されているものについては、より細分化・明確化すべきか検討。）
 - ①犬猫の幼齢期における人間との社会化を促進させるための措置
 - ②移行抗体（母子免疫）の減少に合わせた効果的なワクチネーション
 - ③大規模災害に備えて、動物取扱業者が講じておくべき措置（他業種とのバランスを考慮）
 - ④その他

【関連データ類】

・第一種動物取扱業の業種と業態は、下記図のとおり。なお、対象動物は、哺乳類、鳥類及び爬虫類（畜産農業に関するものや動物実験に用いられるものを除く。）

第一種動物取扱業の業者の例

営利性がある業

業種	業の内容	該当する業者の例
販売	動物の小売及び卸売り並びにそれらを目的とした繁殖又は輸出入を行う業（その取次ぎ又は代理を含む）	<input type="checkbox"/> 小売業者 <input type="checkbox"/> 卸売業者 <input type="checkbox"/> 販売目的の繁殖又は輸入を行う業者 <input type="checkbox"/> 露天等における販売のための動物の飼養業者 <input type="checkbox"/> 飼養施設を持たないインターネット等による通信販売業者
保管	保管を目的に顧客の動物を預かる業	<input type="checkbox"/> ペットホテル業者 <input type="checkbox"/> 美容業者（動物を預かる場合） <input type="checkbox"/> ペットのシッター
貸出し	愛玩、撮影、繁殖その他の目的で動物を貸し出す業	<input type="checkbox"/> ペットレンタル業者 <input type="checkbox"/> 映画等のタレント・撮影モデル・繁殖用等の動物派遣業者
訓練	顧客の動物を預かり、訓練を行う業	<input type="checkbox"/> 動物の訓練・調教業者 <input type="checkbox"/> 出張訓練業者
展示	動物を見せる業（動物とのふれあいの提供を含む）	<input type="checkbox"/> 動物園 <input type="checkbox"/> 水族館 <input type="checkbox"/> 移動動物園 <input type="checkbox"/> 動物サーカス <input type="checkbox"/> 動物ふれあいテーマパーク <input type="checkbox"/> 乗馬施設・アニマルセラピー業者（ふれあいを目的とする場合） <input type="checkbox"/> 動物カフェ
競りあっせん業	動物売買をしようとする者のあっせんを、会場を設けて競りの方法により行う業	<input type="checkbox"/> 動物オークション市場の運営業者
譲受飼養業	有償で動物を譲り受けてその飼養を行う業	<input type="checkbox"/> 高齢の犬や猫などを世話する「老犬・老猫ホーム」の事業者



・第二種動物取扱業の業態は下記図のとおり。非営利の活動（譲渡・展示・訓練等）であって、人の住居部分と区分できる飼養施設を持ち、動物の大きさ等により一定の飼育頭数以上の動物を扱う場合が対象となる。なお、対象動物は哺乳類、鳥類及び爬虫類（畜産農業に関するものや動物実験に用いられるものを除く。）

第二種動物取扱業の業者の例

非営利の活動で、人の居住部分と区分できる飼養施設を持ち、一定頭数以上の動物を取り扱う場合

（例）動物愛護団体の動物保護シェルター、公園等での展示など

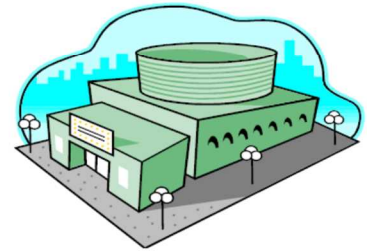
対象となる飼養予定頭数

- 馬・ウシ・ダチョウ等の大型の哺乳類又は鳥類、特定動物
・・・合計3頭以上
- 犬・猫・うさぎ等の中型の哺乳類・鳥類又は爬虫類
・・・合計10頭以上
- 上記以外の動物（哺乳類・鳥類又は爬虫類）
・・・合計50頭以上

対象となる飼養施設（人の居住部分と区分できる飼養施設）

- 専用の飼養施設
- 飼養のための人の居住部分と区分されたスペース
- 飼養場所を人の居住部分と区分するケージ等の設備

動物愛護団体の
動物保護シェルター等



・「動物愛護管理のあり方検討報告書」（平成 23 年 12 月）の記載

犬猫の繁殖制限措置

これまで様々な犬種を作り出してきた実績のあるイギリスやドイツにおいては、最初の繁殖年齢の設定や、生涯における繁殖回数を5～6回までに制限するよう規定されており、これらの国々の取組を参考として、繁殖を業とする事業者に対して、繁殖回数及び繁殖間隔について規制を導入すべきである。なお、猫の繁殖制限についても、同様に検討すべきである。

一方で、犬と猫の違いや、品種の違いによっても適切な繁殖の時期や頻度が異なるため、一律の規制が困難であることから、事業者による自主規制に任せるべきであるとの意見もある。

飼養施設の適正化

各種の飼養施設における適正飼養の観点から、動物種や品種に合わせた飼養施設や飼養ケージ、檻等の選択は重要であるが、現状では適正な施設のサイズや温湿度設定等の数値基準が示されていない。数値基準は可能な限り科学的根拠に基づく、現状より細かい規制の導入が必要であり、

専門的な知見を持つ有識者で構成される委員会において議論をすべきとの認識が共有されたが、具体的には次のような意見があった。

- ・ 法規制ではなく、ガイドライン等の策定により、自治体が改善指導できるような仕組みとすべき。
- ・ 数値化に当たっては、対応が困難な高い目標設定ではなく、最低限許容する数値を設定すると同時に、推奨される数値も必要。
- ・ 飼養ケージや檻のサイズについては、動物種や品種によって体の大きさや習性も大きく異なるので、一律の数値基準の設定は困難。一方、犬や猫にあっては、体長や体高の何倍といった基準の設定も検討しうる。
- ・ 客観的な指標例としてアンモニア濃度が考えられ、これを象徴的指標として用いるべき。
- ・ 騒音や温湿度等を含め、多角的に数値化した方がよい。
- ・ 犬や猫のみならず、うさぎ等についても検討するべき。

動物取扱業に求められる役割と今後のあり方

2. 移動販売、インターネット販売

- ・前回の法改正において、販売業者については、哺乳類、鳥類、爬虫類の販売に際しての現物確認や対面での情報提供が義務づけられた。当該義務を履行するため、販売業者においては、インターネット等において購入希望者を募集した上、遠隔地に購入希望者が所在する場合は、動物を空輸し、当該業者から委託を受けた別の業者が、動物を空港で受け取った上で、購入予定者に対面説明を行うとの新たな業態があるとの指摘がある。当該業態によりインターネットによる販売は増加しているとの指摘もあるが、流通実態や当該業態による影響については実態が不明である。
- ・動物の輸送については、第一種動物取扱業者の遵守基準として、動物愛護管理法施行規則第8条第12号に基づき定められた「第一種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目」において、動物の輸送に関する定性的な基準が定められているところ。

論点① インターネット販売に係る代行業の課題

- ・法律は現物確認、対面販売を義務づけているが、説明を代行する業者が間に立てばネット販売は可能であり、今日も継続している。代行業者の実態を調査し、違法行為が生じていないか確認が必要。〔委員〕

論点② 移動販売のあり方

- ・衛生面とか動物愛護の風紀を保護するという面からも移動販売は一律に禁止すべきでないか。〔委員〕
- ・移動販売については多くの問題が指摘されているが、動物愛護管理法において措置すべき具体的課題の有無・実態について整理が必要ではないか。動物を輸送することによる動物の健康・安全への負の影響への懸念か、販売業者と消費者（飼い主）とのアフターケアに関する懸念か。輸送に係る懸念については、その影響をどのように客観的に評価すべきか、また、第二種動物取扱業者が取り扱う動物についても同様に考えるべきか。〔事務局〕

(参考)

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則

(第一種動物取扱業者の遵守基準)

第八条 法第二十一条第一項 の環境省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

三 販売業者及び貸出業者にあつては、二日間以上その状態（下痢、おう吐、四肢の麻痺等外形上明らかなものに限る。）を目視によって観察し、健康上の問題があることが認められなかった動物を販売又は貸出しに供すること。

第一種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目

四 動物の輸送は、次に掲げる方法により行うこと。他者に委託する場合にあつても、次に掲げる方法により行われるようにすること。

- イ 輸送設備（動物の輸送に係る設備をいう。以下同じ。）は、確実に固定する等により衝撃による転倒を防止すること。
- ロ 輸送中は、常時、動物の状態を目視（監視カメラ等を利用して行うものを含む。）により確認できるよう、必要な設備を備え、又は必要な体制を確保すること。ただし、航空輸送中についてはこの限りでない。
- ハ 輸送する動物の種類及び数は、輸送設備の構造及び規模並びに輸送に従事する者の数に見合ったものとする。
- ニ 輸送設備は、個々の動物が自然な姿勢で立ち上がる、横たわる、羽ばたく等日常的な動作を容易に行うための十分な広さ及び空間を有したものとする。ただし、動物の健康及び安全を守るための特別な事情がある場合は、この限りでない。
- ホ 輸送設備は、定期的な清掃及び消毒の実施により、清潔を保つこと。
- ヘ 必要に応じて空調設備を備える等により、動物の生理、生態等に適した温度、明るさ、換気、湿度等が確保されるようにすること。ただし、動物の健康及び安全を守るための特別な事情がある場合は、この限りでない。
- ト 動物の種類、数、発育状況及び健康状態に応じ、餌の種類を選択し、適切な量及び回数により給餌及び給水を行うこと。ただし、動物の健康及び安全を守るための特別な事情がある場合は、この限りでない。
- チ 動物の疲労又は苦痛を軽減するために、輸送時間はできる限り短くするとともに、輸送中は、必要に応じて休息又は運動のための時間を確保すること。
- リ 衛生管理、事故及び逸走の防止並びに周辺的生活環境の保全に必要な措置を講じること。

【対応の方向性】

論点①の対応案

- ・代行説明が行われることにより、犬猫の健康・安全が害されている実態の有無、説明が不十分との実態の有無その他代行説明により惹起される課題を整理した上で、必要な対応を検討する。
- ・問題とされる状態は、インターネット販売の代行業があることで、動物を輸送業者に託して移動させることによる動物の健康・安全への負の影響か、あるいは、販売に供する動物の個体について十分な知見を有していないことにより生じる問題なのか。また、それら以外にも課題となる事項が他にあり、これらの課題に対して、規則・細目等により有効な対応策は講じることができないのか。

論点②の対応案

- ・移動販売にどのような課題があるのかを、丁寧に分析して、必要な対策を具体的に検討していく。（移動販売という販売方式そのものを一律に禁止することは、国民が有する営業の自由を制限する度合いが大きい規制態様であることに留意。）
- ・問題とされる状態は、動物を移動させることによる動物の健康・安全への負の影響か、あるいは販売者が販売後に移動してしまうことによるアフターケアの問題か。例えば、前者の場合は、輸送や保管の方法に課題があるのであれば、その際を守るべき基準をより明確化することについて検討

が必要。また、当該課題については、営利・非営利を問わない事項であるため、第二種動物取扱業者による動物の移動についても、あわせて検討が必要。後者のアフターケアの問題については、販売業者が移動して連絡が取れないことがあるような場合には、例えば、規則・細目による対応が可能か検討。（法第 18 条に規定されている第一種動物取扱業者における標識の掲示義務（事業所外の場合は、識別章）の遵守により、自らの名称・所在地・動物取扱責任者の氏名等を明らかにすることや、法第 21 条の 4 の販売に際しての情報提供義務の内容に第一種動物取扱業者の情報を含めること等）

【関連データ類】

「動物愛護管理のあり方検討報告書」（平成 23 年 12 月）

ペット販売業者が、動物取扱業の登録を受けた事業所以外の場所で動物を販売すること（以下、「移動販売」という。）については、動物の販売後におけるトレーサビリティの確保やアフターケアについて十分になされていないことによる問題事例が散見されている。また、販売される動物にとっても移動や騒音等がストレスとなりやすく、給餌・給水等の様々な日常のケアが困難であるといえ、また不十分な管理体制の下では、病気の治療がなされない、移動時や移動販売先の空調設備が不十分、移動販売先の地域における感染症蔓延の可能性がある等、場合によっては動物の健康と安全に支障をきたすおそれが高い販売方法といえ、何らかの規制が必要である。

規制の方法については、トレーサビリティ、アフターケア、感染症の問題等が担保できることが必要であり、告示やガイドライン等で動物の移送や保管の際に守るべき基準を具体的に示すことが考えられる。

- ・ 2つの自治体では、条例で移動販売に対する独自の規制を設けている。

移動販売の課題等について
 (法附則第15項に基づく施行状況調査 (平成28年度実績))
 調査対象：115自治体 (都道府県、政令市、中核市)

移動販売：動物販売業者が、動物取扱業の登録を受けた事業所以外の場所で動物を販売すること

1、地方自治体による条例等の規制状況 (調査対象115自治体のうち2自治体のみが条例等により規制)

(A自治体)

- ①犬猫の輸送に関する記録を保存すること (業者間取引も含む)
 輸送後に犬猫を受け取った業者は、輸送前及び輸送後の飼養施設所在地、輸送完了年月日、犬猫の種類、性別等を記載した帳簿を作成し、5年間保存
- ②輸送完了後、販売施設において2日間の健康確認を行った後に販売するよう努めること (一般消費者に販売する場合)

(B自治体)

移動履歴の記録の保持の義務化及び小売販売施設に移動した場合の健康確認についての努力規定

2、地方自治体アンケートによる移動販売・展示業者の把握事業者数及び課題と考えられる事項について

移動販売業者数	155
展示販売事業者数	576

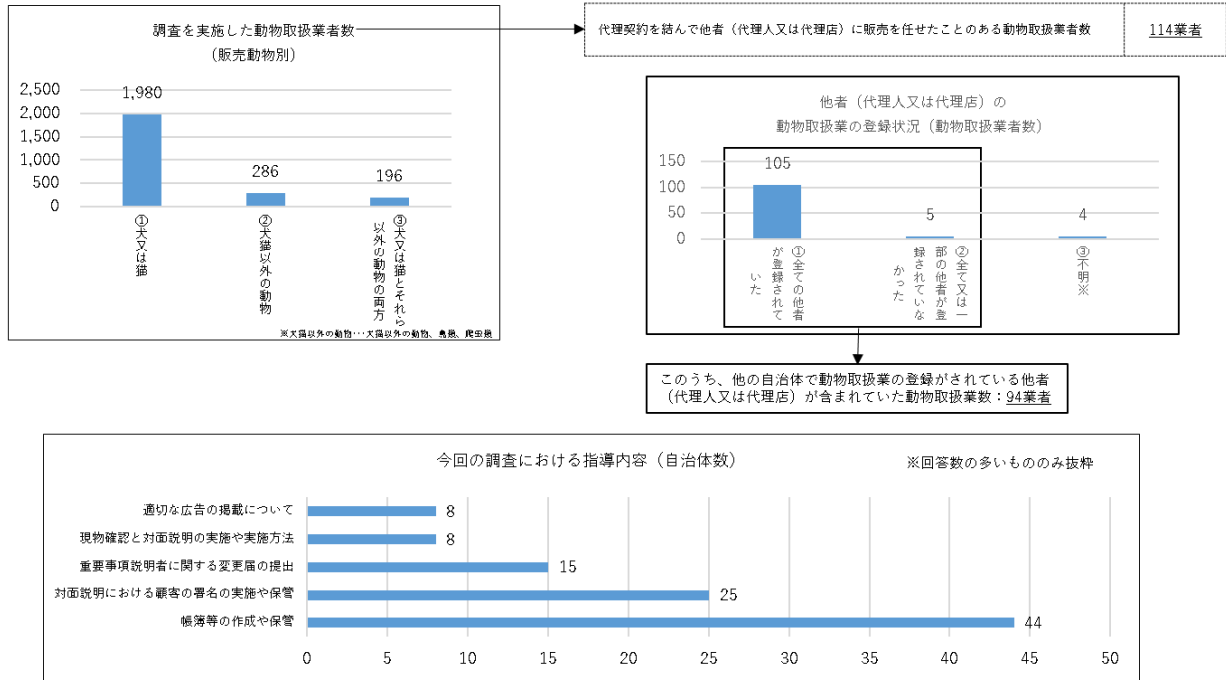
課題	自治体数
動物の負担が大きい	9
事前の施設確認が出来ない	8
概ね24時間以内の営業の場合、別の登録が必要ないことから把握が困難	8
移動時間や休憩時間などの規定が必要	7
苦情があった場合既に施設がなく、現地での指導が出来ない	6
苦情があった場合に事業者の特定などが出来ずアフターフォローが出来ない	5
自治体を越えた移動の場合、把握が困難	4

※回答数の多い上位のみ抜粋

改正動物愛護管理法Q&A 動物愛護論研究会 編著
 すでに動物取扱業の登録を受けている者が、登録を受けている事業所以外の場所で動物の取扱いを業として行おうとする場合ですが、事業を行うための施設があり、かつ、一定の時間(概ね24時間)を越える業活動が発生しているとき等には、「すでに登録を受けている事業所とは異なる別の独立した事業所」とみなされることになるので、別途に動物取扱業の登録を受ける必要があると考えられています。

インターネット販売の課題等について (法附則第15項に基づく施行状況調査(平成28年度実績)) 調査対象: 115自治体(都道府県、政令市、中核市)

地方自治体による調査の実施結果について



動物の愛護及び管理に関する法律

(標識の掲示)

第十八条 第一種動物取扱業者は、環境省令で定めるところにより、その事業所ごとに、公衆の見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他の環境省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

(販売に際しての情報提供の方法等)

第二十一条の四 第一種動物取扱業者のうち犬、猫その他の環境省令で定める動物の販売を業として営む者は、当該動物を販売する場合には、あらかじめ、当該動物を購入しようとする者(第一種動物取扱業者を除く。)に対し、当該販売に係る動物の現在の状態を直接見せるとともに、対面(対面によることが困難な場合として環境省令で定める場合には、対面に相当する方法として環境省令で定めるものを含む。)により書面又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を用いて当該動物の飼養又は保管の方法、生年月日、当該動物に係る繁殖を行った者の氏名その他の適正な飼養又は保管のために必要な情報として環境省令で定めるものを提供しなければならない。

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則

(標識の掲示)

第七条 法第十八条の標識の掲示は、様式第九により、次に掲げる事項を記載した標識を、事業所における顧客の出入口から見やすい位置に掲示する方法により行うものとする。ただし、事業所以外の場所

で営業をする場合にあっては、併せて、様式第十により第一号から第五号までに掲げる事項を記載した識別章を、顧客と接するすべての職員について、その胸部等顧客から見やすい位置に掲示する方法により行うものとする。

- 一 第一種動物取扱業者の氏名（法人にあっては名称）
- 二 事業所の名称及び所在地
- 三 登録に係る第一種動物取扱業の種別
- 四 登録番号
- 五 登録の年月日及び有効期間の末日
- 六 動物取扱責任者の氏名

（販売に際しての情報提供の方法等）

第八条の二 法第二十一条の四 の環境省令で定める動物は、哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物とする。

2 法第二十一条の四 の適正な飼養又は保管のために必要な情報として環境省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

- 一 品種等の名称
- 二 性成熟時の標準体重、標準体長その他の体の大きさに係る情報
- 三 平均寿命その他の飼養期間に係る情報
- 四 飼養又は保管に適した飼養施設の構造及び規模
- 五 適切な給餌及び給水の方法
- 六 適切な運動及び休養の方法
- 七 主な人と動物の共通感染症その他の当該動物がかかるおそれの高い疾病の種類及びその予防方法
- 八 不妊又は去勢の措置の方法及びその費用（哺乳類に属する動物に限る。）
- 九 前号に掲げるもののほかみだりな繁殖を制限するための措置（不妊又は去勢の措置を不可逆的な方法により実施している場合を除く。）
- 十 遺棄の禁止その他当該動物に係る関係法令の規定による規制の内容
- 十一 性別の判定結果
- 十二 生年月日（輸入等をされた動物であって、生年月日が明らかでない場合にあっては、推定される生年月日及び輸入年月日等）
- 十三 不妊又は去勢の措置の実施状況（哺乳類に属する動物に限る。）
- 十四 繁殖を行った者の氏名又は名称及び登録番号又は所在地（輸入された動物であって、繁殖を行った者が明らかでない場合にあっては当該動物を輸出した者の氏名又は名称及び所在地、譲渡された動物であって、繁殖を行った者が明らかでない場合にあっては当該動物を譲渡した者の氏名又は名称及び所在地）
- 十五 所有者の氏名（自己の所有しない動物を販売しようとする場合に限る。）
- 十六 当該動物の病歴、ワクチンの接種状況等
- 十七 当該動物の親及び同腹子に係る遺伝性疾患の発生状況（哺乳類に属する動物に限り、かつ、関係者からの聴取り等によっても知ることが困難であるものを除く。）
- 十八 前各号に掲げるもののほか、当該動物の適正な飼養又は保管に必要な事項

動物取扱業に求められる役割と今後のあり方

3 犬猫繁殖業のあり方

- ・第一種動物取扱業の販売業の中には、動物（哺乳類、鳥類及び爬虫類）を繁殖させて生まれた個体を販売する業も含まれ、省令や細目において、動物を繁殖させる場合の遵守基準等が定められている。近年の犬猫の繁殖業（ブリーダー）のあり方に関する社会的な関心の高まりを受けて、平成24年の前回法改正において、犬猫販売業に関する制度（犬猫等健康安全計画、個体ごとの帳簿備付け等）が設けられ、さらに、その中でも犬猫の繁殖を行う者に対する規定（幼齢規制）も設けられている。
- ・犬猫の繁殖業（ブリーダー）については、平成17年の登録制度の開始により、10頭以下の小規模な繁殖業者（いわゆるホビーブリーダー）が大きく減少したことで、相対的に大規模な繁殖業者の割合が増していると指摘されているが、近年、百頭単位で繁殖犬を飼育する大規模繁殖業者に対する批判が強まる傾向にある。（なお、近年では、犬猫繁殖業者の登録総数は減少傾向にあり、大規模繁殖業者が増加しているというデータはない。）

（参考）

第一種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目（再掲）

第5条 動物の管理は、次に掲げるところにより行うものとする。

三 動物の繁殖は、次に掲げる方法により行うこと。

- イ 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、販売、貸出し又は展示の用に供するために動物を繁殖させる場合には、遺伝性疾患等の問題を生じさせるおそれのある動物、幼齢の動物、高齢の動物等を繁殖の用に供し、又は遺伝性疾患等の問題を生じさせるおそれのある組合せによって繁殖をさせないこと。ただし、希少な動物の保護増殖を行う場合にあつてはこの限りでない。
- ロ 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、販売、貸出し又は展示の用に供するために動物を繁殖させる場合には、みだりに繁殖させることにより母体に過度な負担がかかることを避け、飼養施設の構造及び規模、職員数等を踏まえて、その繁殖の回数を適切なものとし、必要に応じ繁殖を制限するための措置を講じること。
- ハ 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、販売、貸出し又は展示の用に供するために動物を繁殖させる場合にあつては、動物の繁殖の実施状況について記録した台帳を調製し、これを5年間保管すること。

論点① 大規模繁殖業者の取扱いのあり方

- ・規模の大きさに起因する特別な課題として、周辺的生活環境被害の防止や動物の健康と安全の確保の観点から考慮すべきものはあるか。〔事務局〕
- ・繁殖を引退した犬猫の終生飼養の確保や、ブリーダー崩壊を防止するため、より適切な方策があるか。〔事務局〕

論点② ホビーブリーダー（少規模繁殖業者）の取扱いのあり方

- ・動物取扱業の登録を要する規模について、環境省がQ&Aで示す「年間2回以上又は2頭以上」は規制の線引きが不明瞭。海外と同様に、商業的繁殖を行うブリーダーか否かの線引きは「年

間の出産回数」や「繁殖用メス犬の保有頭数」で定めることとし、それを細目等において規定すべき。〔委員〕

- ・ホビーブリーダーによる繁殖業について、母犬・子犬の取扱いや繁殖方法等について、動物の適正な取扱いその他の犬猫の健康安全の保持の観点において、問題が生じているかどうかについて実態把握が必要ではないか。〔事務局〕

【対応の方向性】

論点①及び②への対応案

- ・犬猫繁殖業については、国内外の知見の充実に努め、適正な飼養管理方法のあり方について、周辺の生活環境被害の防止の観点と動物の健康及び安全の確保の観点から、規模の違いに応じて区別した取扱いが必要かも含め、検討を行う。（「動物の適正な飼養管理方法等に関する検討会」における検討を想定。）
- ・動物取扱業の登録を要する規模については、小規模ブリーダーの実態把握を踏まえた上で、小規模ブリーダーを業の対象から外した場合にどのような影響があるかについて丁寧に検討することが必要。なお、海外では、繁殖犬の頭数や年間の繁殖回数（腹数）により裾切りを行っている例が見られるが、他方、小規模な者も含め、ブリーダーに対しては、ケネルクラブ等による厳しい自主規制が行われているとの指摘もあり、日本における自主規制の有無や内容、実効性等についても留意すべき。（現在は、「業」の解釈として、反復継続の判断基準として「年間2回以上又は2頭以上」が示されているところ。繁殖業以外の全ての業種・業態に共通して適用されているものであり、繁殖業の裾切り基準について、現行法の「業」の解釈として整理する場合は、その他の業種・業態の基準との整合性をどのように考えるかについても検討が必要。）

【関連データ類】

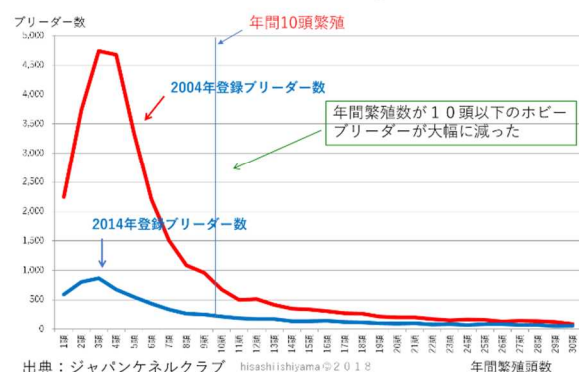
- ・JKC加盟のブリーダー数の推移（小規模事業者が激減）

JKC登録ブリーダーは2004年のピーク時から2014年の10年間で72%減少し、子犬の繁殖頭数は45%減った。特に減少したのは年間1頭から10頭繁殖していたホビーブリーダーで、その数は5分の1になった。

年間の繁殖数	2004 (第2次法改正：2005年)				2014 (第3次法改正：2012年)			
	ブリーダーの総数	%	子犬の繁殖数	%	ブリーダーの総数	%	子犬の繁殖数	%
1-10頭	25,171	74	107,225	24	4,984	56	21,706	7
11頭以上	8,894	26	454,488	76	4,659	46	284,732	93
合計	34,065	100	561,713	100	9,643	100	306,438	100

出典：：ジャパンケネルクラブ

2006年法改正施行後1-10頭繁殖するホビーブリーダーは大幅に減った



- ・ JKC の繁殖指針（抜粋）
 - ・ 交配できる月齢は、牡牝ともに交配時に生後 9 カ月 1 日以上。
 - ・ 親子の交配、同じ父母から生まれた兄妹・姉弟 による交配については、認可された場合のみ可
 - ・ 代表的な犬の遺伝性疾患である股関節形成不全症等について、特定非営利活動法人日本動物遺伝病ネットワーク（JAHD）の評価結果を血統証明書に記載（所有者の任意） 等

- ・ 海外で業規制の対象としている繁殖業の規模の要件
 - ドイツ（動物保護法で、登録が必要とされている商業的ブリーダーの定義）
 - ・ 犬：妊娠できる雌犬を 3 匹以上飼育、もしくは年間出産回数が 3 回以上あること
 - ・ 猫：妊娠できる雌猫を 5 匹以上飼育、もしくは年間出産回数が 5 回以上あること
 - イギリス
 - ・ 法律で明示されていない。
 - ・ 年間 5 回以上を要件として運用している自治体がある。
 - ・ ウェールズ、北アイルランドでは年間 3 回以上を要件として運用している自治体がある。

- ・ 海外のケネルクラブでの自主規制の概要（訪独・英調査結果より）
 - ドイツ犬連盟（ホビーブリーダーが加盟する犬種ごとの協会（177 団体）が集まった組織）の規制
 - ※法律は一般的な事項しか定めがないので、具体化したルールを自主的に設けている。
 - ・ 15 か月未満の犬は繁殖させてはいけない。
 - ・ 繁殖年齢の上限は 8 歳（一部例外あり）
 - ・ 体重 2 Kg 未満の犬は繁殖させてはいけない。
 - ・ 繁殖できる犬は、協会が定めた試験を合格したものでなければならない。
 - ・ マイクロチップの装着義務
 - ・ 出産した 3 日後、8 週間後に協会責任者がブリーダーを訪問し、予防接種の有無、母犬と子犬が一緒にいたか等チェック 等
 - イギリス
 - ・ 年間の繁殖回数を制限する。
 - ・ 遺伝子検査や健康診断を行う。
 - ・ 8 歳以上の雌犬は、正当な理由なく母犬として登録できない。
 - ・ 親子、兄弟同士は原則として交配させない。
 - ・ 健康診断については、犬種ごとに絶対的条件となっている項目や、奨励されている項目などに分かれている。

4. 動物園や動物触れ合い施設などの展示業のあり方

以下の項目において議論

IV 社会規範としての動物の愛護及び管理の考え方

3. 動物を展示（触れ合いを含む）に利用することについての考え方の整理

動物取扱業に求められる役割と今後のあり方

5 動物取扱責任者

・法第 22 条は、第一種動物取扱業者は、事業所ごとに、環境省令で定めるところにより、当該事業所に係る業務を適正に実施するため、動物取扱責任者を選任することを義務づけるとともに、動物取扱責任者に動物取扱責任者研修（都道府県知事が行う動物取扱責任者の業務に必要な知識及び能力に関する研修をいう。）を受けさせなければならないこととしている。

・動物取扱責任者の要件は、施行規則第 9 条の規定により

イ 営もうとする第一種動物取扱業の種別ごとに別表下欄（関連データ類を参考）に定める種別に係る半年間以上の実務経験があること。

ロ 営もうとする第一種動物取扱業の種別に係る知識及び技術について一年間以上教育する学校その他の教育機関を卒業していること。

ハ 公平性及び専門性を持った団体が行う客観的な試験によって、営もうとする第一種動物取扱業の種別に係る知識及び技術を習得していることの証明を得ていること。

のいずれかに該当する他、

事業所の動物取扱責任者以外のすべての職員に対し、動物取扱責任者研修において得た知識及び技術に関する指導を行う能力を有すること、が必要とされている。

・動物取扱責任者研修は、施行規則第 10 条の規定により、頻度・内容等について以下の様に規定されている。

一 一年に一回以上受けさせること。

二 一回当たり三時間以上受けさせること。

三 次に掲げる項目について受けさせること。

イ 動物の愛護及び管理に関する法令（条例を含む。）

ロ 飼養施設の管理に関する方法

ハ 動物の管理に関する方法

ニ イからハマまでに掲げるもののほか、第一種動物取扱業の業務の実施に関すること。

・動物取扱責任者の機能を実効性あるものにする観点から、動物取扱責任者として十分な知識と能力を有する者としての要件のあり方と、自治体による研修の実施のあり方について検討すべきとの指摘がある。

論点① 資格要件の検討

・各自治体が認めている動物取扱責任者の資格要件のうち、施行規則第 3 条第 1 項第 5 号ハ（客観的な試験による証明）を満たしているとして認められた登録件数は、全体の約 3 割を占め、その資格数は 90 程度（平成 28 年度実績）の民間資格等に上っている。各々の資格試験が対象とする動物種、動物の取扱方法、そして求める知識レベル等は多種多様であること、今後も民間資格等が増加しうることに鑑み、客観的な試験による証明を充足する資格をどのように考えるか、について整理が必要となっている。また、登録件数全体の約半数を占めている規則同条同項同号イ（実務経験）については、半年以上の実務経験を要件としているところ、動物種・

業種・業態によって、より高度な知識・能力が求められる場合には半年の経験で十分な知識等が得られるかどうか、検討が必要ではないか〔事務局〕

論点② 研修内容の検討（より効果的・効率的な研修の実施の観点から、実施頻度・内容を各自治体の判断に委ねるべきか。）

- ・現行制度では、第一種動物取扱業の業務の適正な実施を確保するため、事業所ごとに動物取扱責任者を選任し、都道府県知事が行う研修を1年に1回以上受けさせること等を定めているが、全業種・全動物種に対して同一内容の研修が行われることが多く、受講者側から自らの業の適正な実施に資する内容と研修内容がかい離しているとの不満の声がある。（例えば、爬虫類販売業者が、犬猫に重点をおいた研修を受けること等。）
- ・この点については、省令で研修項目や時間等が一律に義務付けられていることがマンネリ化を招いている要因であるとして、関西広域連合から、地方分権の観点から、自治体がそれぞれの地域の実情を踏まえ、自らの判断により研修の実施回数や講義内容を設定可能とするよう要望がだされている。
- ・これを受け、環境省は、監視指導の実態把握を行った上で、法令上義務付けている要件を含めた研修内容のあり方について検討し、平成31年度中に結論を得ることが閣議決定されている
- ・また、研修の実施について、毎年度、内容を検討し実施することが自治体の負担になっているとの指摘もあることから、業の適正な実施は担保しつつ、自治体の負担を軽減する方法として、国による研修資料の作成、研修の外部委託、通知や立入り検査時の資料配布等による情報提供などによる研修内容の簡素化等は可能か。

〔事務局〕

（参考）

動物の愛護及び管理に関する法律

（動物取扱責任者）

第二十二條 第一種動物取扱業者は、事業所ごとに、環境省令で定めるところにより、当該事業所に係る業務を適正に実施するため、動物取扱責任者を選任しなければならない。

2 動物取扱責任者は、第十二条第一項第一号から第六号までに該当する者以外の者でなければならない。

3 第一種動物取扱業者は、環境省令で定めるところにより、動物取扱責任者に動物取扱責任者研修（都道府県知事が行う動物取扱責任者の業務に必要な知識及び能力に関する研修をいう。）を受けさせなければならない。

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則

（第一種動物取扱業の登録の基準）

第三條 法第十二条第一項の動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するため必要なものとして環境省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

五 事業所ごとに、顧客に対し適正な動物の飼養及び保管の方法等に係る重要事項を説明し、又は動物を取り扱う職員として、次に掲げる要件のいずれかに該当する者が配置されていること。

- イ 営もうとする第一種動物取扱業の種別ごとに別表下欄に定める種別に係る半年間以上の実務経験があること。
- ロ 営もうとする第一種動物取扱業の種別に係る知識及び技術について一年間以上教育する学校その他の教育機関を卒業していること。
- ハ 公平性及び専門性を持った団体が行う客観的な試験によって、営もうとする第一種動物取扱業の種別に係る知識及び技術を習得していることの証明を得ていること。

第九条 法第二十二条第一項の動物取扱責任者は、次の要件を満たす職員のうちから選任するものとする。

- 一 第三条第一項第五号イからハまでに掲げる要件のいずれかに該当すること。
- 二 事業所の動物取扱責任者以外のすべての職員に対し、動物取扱責任者研修において得た知識及び技術に関する指導を行う能力を有すること。

(動物取扱責任者研修)

第十条 都道府県知事は、動物取扱責任者研修を開催する場合には、あらかじめ、日時、場所等を登録している第一種動物取扱業者に通知するものとする。

- 2 前項の規定による開催の通知を受けた第一種動物取扱業者は、通知の内容を選任したすべての動物取扱責任者に対して遅滞なく連絡しなければならない。
- 3 第一種動物取扱業者は、選任したすべての動物取扱責任者に、当該登録に係る都道府県知事の開催する動物取扱責任者研修を次に定めるところにより受けさせなければならない。ただし、都道府県知事が別に定める場合にあつては、当該都道府県知事が指定した他の都道府県知事が開催する動物取扱責任者研修を受けさせることをもってこれに代えることができる。
 - 一 一年に一回以上受けさせること。
 - 二 一回当たり三時間以上受けさせること。
 - 三 次に掲げる項目について受けさせること。
 - イ 動物の愛護及び管理に関する法令（条例を含む。）
 - ロ 飼養施設の管理に関する方法
 - ハ 動物の管理に関する方法
 - ニ イからハまでに掲げるもののほか、第一種動物取扱業の業務の実施に関すること。

別表

第一種動物取扱業の種別	実務経験があることと認められる関連種別
販売（飼養施設を有して営むもの）	販売（飼養施設を有して営むものに限る。）及び貸出し
販売（飼養施設を有さずに営むもの）	販売及び貸出し
保管（飼養施設を有して営むもの）	販売（飼養施設を有して営むものに限る。）、保管（飼養施設を有して営むものに限る。）、貸出し、訓練（飼養施設を有して営むものに限る。）、展示及び動物を譲り受けてその飼養を行うこと（当該動物を譲り渡した者が当該飼養に要する費用の全部又は一部を負担する場合に限る。）
保管（飼養施設を有さずに営むもの）	販売、保管、貸出し、訓練及び展示

貸出し	販売（飼養施設を有して営むものに限る。）及び貸出し
訓練（飼養施設を有して営むもの）	訓練（飼養施設を有して営むものに限る。）
訓練（飼養施設を有さずに営むもの）	訓練
展示	展示
動物の売買をしようとする者のあつせんを会場を設けて競りの方法により行うこと	販売及び動物の売買をしようとする者のあつせんを会場を設けて競りの方法により行うこと
動物を譲り受けてその飼養を行うこと（当該動物を譲り渡した者が当該飼養に要する費用の全部又は一部を負担する場合に限る。）	販売（飼養施設を有して営む者に限る。）、保管（飼養施設を有して営む者に限る。）、貸出し、訓練（飼養施設を有して営む者に限る。）、展示及び動物を譲り受けてその飼養を行うこと（当該動物を譲り渡した者が当該飼養に要する費用の全部又は一部を負担する場合に限る。）

動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議（平成 24 年 8 月 28 日・参議院環境委員会）

- ・四 動物看護師（仮称）については、本法の改正に伴い業務量が増大することが予想される獣医師の補助者として果たすべき重大な役割及び責任に鑑み、資格要件の基準の策定及び技術向上に向けた環境の整備等を関係府省間で十分な連携を図りながら行うとともに、将来的な国家資格又は免許制度の創設に向けた検討を行うこと。また、動物看護師を含む動物取扱責任者の資格要件についても早急に整理すること。

【対応の方向性】

論点①及び②の対応案

- ・法は、動物取扱責任者について、資格要件と研修受講を義務付けることにより、第一種動物取扱業者において業務が適正に実施されることを担保するものである。このため、資格要件と研修受講については、各々の規制が、動物取扱責任者の知識・能力の水準を確保するために果たすべき役割を整理した上で、そのあり方を検討する必要がある。（例えば、関係法令、動物種や業種ごとに要する知識・能力のうち、資格要件で担保すべきもの、研修により担保すべきものは何か、各々整理した上で、研修は、時事更新される動物関連法制や動物由来感染症に係る知見のフォローアップと位置づけ、研修においては、動物種や業種ごとに特化した内容については汎用性がないため担保しないこととした場合には、資格要件においてより厳密に動物種・業種ごとに特化した内容の知識・能力を担保することの必要性も併せて検討が必要。
- ・上記において、研修の果たすべき役割を整理した上で、自治体がそれぞれの地域の実情を踏まえ、自らの判断により研修の実施回数や講義内容を設定可能とすることが適当か検討すべき。
- ・また、検討に当たっては、動物取扱業者に対する立入検査や指導の実施頻度が自治体によって大きく異なることを踏まえれば、例えば研修の頻度を少なくした場合には、自治体職員が第一種動物取扱業者と接する頻度が低下する可能性も想定した上で、業の適正な実施を担保するための動物取扱責任者の要件・研修のあり方を検討し、原則として平成 31 年度中に結論を得る。

【関連データ類】

・動物取扱責任者の登録要件内訳（平成 28 年度実績・法附則第 15 条に基づく施行状況調査）

	販売	保管	貸出し	訓練	展示	競りあ っせん	譲受 飼養	合計
イ 半年以上の実務経験	11,422	11,615	661	1,700	1,685	16	35	27,154
ロ 学校等を卒業	420	2,289	58	264	162	1	4	3,198
ハ 知識及び技術を習得している証明*	4,552	6,766	295	1,658	875	4	45	14,195

※ハに該当するとした資格数は 90 程度

・動物取扱責任者研修の実施状況（都道府県・指定都市）

平成 29 年度動物愛護管理行政事務提要参照

・関西広域連合からの地方分権推進提案事項

・動物取扱責任者研修の見直し（研修回数等の義務付けの廃止等）

自治体を実施している動物取扱責任者研修について、次のような見直しを求める。

- ①地方分権の観点から、自治体がそれぞれの地域の実情を踏まえ、自らの判断により研修の実施回数や講義内容を設定可能とする。
- ②省令で一律に義務付けられている基本的な項目等については、国が一括して教材を作成・配布することなどにより自治体の負担を軽減させる。

・平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針（平成 28 年 12 月 20 日閣議決定）

動物取扱責任者研修（施行規則 10 条）については、より効果的かつ効率的な実施のため、地方公共団体の意向調査を行った上で、平成 29 年度中に全国的に周知すべき内容に係る研修資料を作成する。あわせて、動物取扱業者への監視指導の実態把握を行った上で、法令上義務付けている要件を含めた研修内容の在り方について検討し、原則として平成 31 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

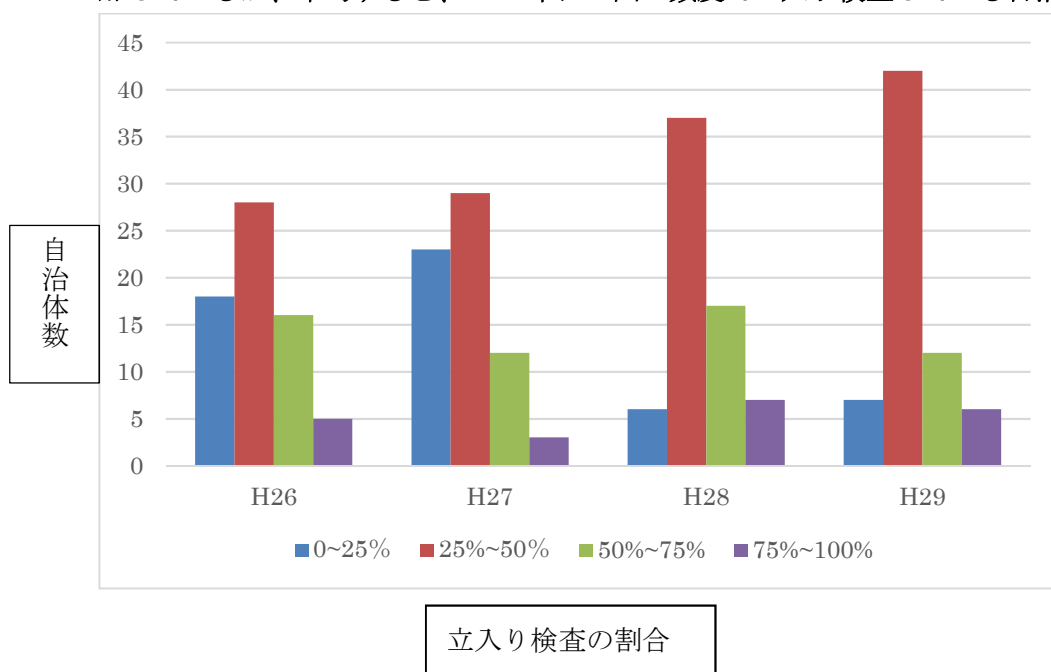
・提案に対する進捗状況

研修資料の作成

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）等の「法令事項の遵守」に係る映像（30 分弱）を作成し、関係自治体に配布した。

- ・自治体による第一種動物取扱業者への立入検査の割合（動物愛護管理行政事務提要より）
第一種動物取扱業総事業所数/法第24条第1項に基づく立入検査件数（施設数）

平成28年度から、年25%以下の立入り頻度の自治体は大幅に減少し、75%以上の自治体も若干増加しているが、平均すると、2～3年に1回の頻度で立入り検査している自治体が多い。



※平成29年度は速報値

※一部の自治体では、延べ立入検査数のデータを使用した。

- ・平成23年度動物愛護管理のあり方検討会では下記のとおりまとめている。

(12) 動物取扱責任者研修の緩和（回数や動物園水族館・動物病院の扱い検討）

動物取扱責任者研修を実質的に意義のあるものにするため、現在一律に実施されている研修内容について、ある程度は業種によって適正な細分化を図るなど、その実施方法について工夫が必要との認識が共有された。

動物取扱業に求められる役割と今後のあり方

6 第一種動物取扱業と第二種動物取扱業

- ・第二種動物取扱業者の中には、多数の犬猫を引き取って飼養する保護施設（いわゆるシェルター）や、動物を長距離輸送して広域的な譲渡活動を行う団体等がある。また、団体の中には、例えば野犬由来のものも含めて引取り・譲渡を行うものもある。このような団体は、自治体による犬猫の譲渡促進による殺処分数の減少に大きく寄与している一方、動物の健康と安全を保持する観点や、引き取られた犬猫に起因する咬傷事故等の発生抑制の観点からは、営利・非営利の差異により、第一種に比して、第二種の規制が緩やかであることの妥当性について懸念する声もある。

論点① 第二種動物取扱業者への指導のあり方について

- ・自治体の殺処分を減らすことに貢献している（譲渡先となる）第二種動物取扱業者が、多頭飼育状態等になった場合、自治体が厳しく指導できない状況が発生している。第二種動物取扱業を第一種動物取扱業と同じく、どのように規制していくのか。自治体が毅然として対応できるかは、殺処分問題にも関わる大きなテーマ。〔委員〕

論点② 第二種動物取扱業者の規制のあり方について

- ・第一種動物取扱業の販売業と第二種動物取扱業の譲渡し業は、ともに飼い主に犬猫を供給する業である。当該業者及び譲渡しを受けた一般飼い主における終生飼養の確保をはじめとする動物の健康と安全の保持の観点から、遵守すべき基準その他規制のあり方について、実態を踏まえた考え方の整理が必要ではないか。〔事務局〕
- ・人獣共通感染症に感染した所有者不明の犬が収容され、駆虫等の措置が講じられないまま、保護犬として団体譲渡され、一般飼養者に再譲渡されているケースが懸念される。動物の履歴が追えるよう、自治体や第二種動物取扱業者に対して、譲渡先（再譲渡先）の確認が行える措置を求める必要はないか〔事務局〕

【対応の方向性】

論点①の対応案

- ・自治体が、引き取った犬猫について殺処分ゼロを優先した結果、第二種動物取扱業者に対して、譲渡適性のない個体を譲渡したり、人的・物的許容範囲を超えた多数の犬猫を譲渡した結果として、第二種動物取扱業者において、動物の適正な飼養管理が行えない状況となり、逸走・咬傷等の事故を生じたり、犬猫の健康安全が害されている等の問題が実在するとの指摘に対して、実態把握が必要。そのような問題が生じているのであれば、自治体は、犬猫の譲渡適性をより厳密に見極めることや、受入れ先の許容範囲を適切に把握すること等により、譲渡先での問題が生じないように、適切な譲渡活動を徹底するとともに、譲渡先の第二種動物取扱業者に対する指導を適確に行う必要がある。

論点②の対応案

・動物愛護団体のうち、飼養施設を設置して、一定頭数以上の規模で動物の取扱い（保管・譲渡）を行う非営利団体は、第二種動物取扱業者として都道府県知事の届出制とし、動物の管理の方法等について遵守義務が課されている。欧米先進国においては、動物の保護・譲渡活動は、行政機関が税金を用いて行うものの割合は少なく、民間団体が寄付金等を原資として取り組んでいるものが非常に大きな割合を占めている。近年、日本においても、インターネット等を活用した民間団体への寄付等の仕組みが急速に広がりつつあることを踏まえれば、我が国においても、第二種動物取扱業者による動物の保護・譲渡活動がさらに発展していくことが期待される。社会において第二種動物取扱業者がもたらすことが期待される公益の拡大の見通しを踏まえると、適正にその業を営むことを担保することがより一層求められることから、動物の取扱いや譲渡しの透明化のために必要な対応策の検討が必要ではないか。

【関連データ類】

動物取扱業の現状等 「動物愛護管理行政事務提要（平成29年度版）」より

動物取扱業の種別の登録／届出件数（平成29年4月1日現在）

	総事業 所数	販売（譲渡し）			保管	貸出 し	訓練	展示	競り あっ せん 業	譲り 受け 飼養 業	計 （の べ 数）
		うち犬猫販売業									
			うち繁 殖を行 う者								
第一種動物 取扱業	42,942	20,871	16,004	12,448	25,799	1,286	4,433	3,363	26	118	55,896
第二種動物 取扱業	839	607	-	-	137	53	34	256	-	-	1,087

第一種動物取扱業：ペットショップ、ペットサロンなどの営利性のある業、法第10条第1項に基づく都道府県知事等への登録が必要

第二種動物取扱業：動物保護施設などで営利性がない業で施設を有し、一定頭数以上*の動物を取扱う者。法第24条の2に基づく都道府県知事等への届出が必要。

*大型動物（牛、馬、ダチョウ等の哺乳類、鳥類、爬虫類）3頭、中型動物（犬猫等の哺乳類、鳥類、爬虫類）10頭、それ以外50頭

動物取扱業に対する行政による勧告、命令、立入検査件数等（平成28年度）

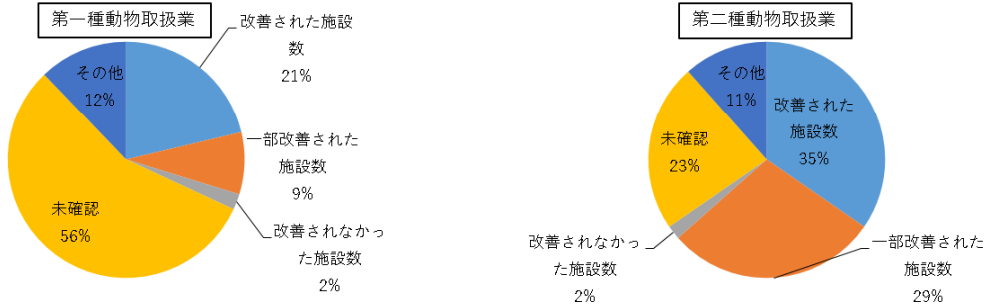
	法第23条 第1項・ 第2項に 基づく勧 告数	法第23条 第3項に 基づく措 置命令数	法第24条 第1項に 基づく立 入検査件 数	法第24条 第1項に 基づく立 入件数(施 設数)	法第19条 に基づく 業務停止 命令数	法第19条 に基づく 登録取消 命令数	告発 （無登録 営業／無 届出業）	告発 （その他）
第一種動物 取扱業	18	0	28,611	24,079	1	1	0	0
第二種動物 取扱業	0	0	475	332	-	-	0	0



第一種動物取扱業と第二種動物取扱業について (法附則第15項に基づく施行状況調査(平成28年度実績)) 調査対象: 115自治体(都道府県、政令市、中核市)

地方自治体による調査の実施結果について

	立入検査 実施施設数	指導施設数	改善された 施設数	一部改善された施 設数	改善されなかった 施設数	未確認	その他
第一種動物取扱業	25053	4899	957	382	97	2517	547
第二種動物取扱業	442	57	18	15	1	12	6



< 第二種動物取扱業者に対する監視における主な指導内容(1自治体5例ずつ回答) >

※回答の多いもの上位を抜粋

指導内容	自治体数
定期的な清掃・消毒、汚物等の適正な処理、衛生管理及び周辺の生活環境の保全に支障が生じないよう清潔に保つよう改善を図ること。	17
点検台帳を整備し、日々の清掃、健康管理、動物の増減状況等の記録を残すこと。	15
飼養又は保管をする動物の種類及び数は、飼養施設の構造及び規模並びに職員数に見合ったものとするよう改善を図ること。	10
ケージ等の清掃を1日1回以上行い、残さ、汚物等を適切に処理するよう改善を図ること。	9
臭気、動物の毛等による飼養施設の環境を著しく損なわないよう、飼養施設の開口部に適切に管理する等の改善を図ること。	7

動物取扱業に求められる役割と今後のあり方

7 動物取扱業者や業界団体の主体的な取組の促進

- ・動物販売業者に対しては、法第8条において、購入者に対して、その購入しようとしている動物の適正な飼養保管の方法について必要な説明を行う義務が課されており、当該購入者に理解される方法により説明する努力義務がある。この説明義務は、動物取扱業の対象である哺乳類、鳥類、爬虫類のみならず、魚類や昆虫類等を含む動物一般を対象とする販売業者が対象である。

(参考)

(動物販売業者の責務)

第八条 動物の販売を業として行う者は、当該販売に係る動物の購入者に対し、当該動物の種類、習性、供用の目的等に応じて、その適正な飼養又は保管の方法について、必要な説明をしなければならない。

- 2 動物の販売を業として行う者は、購入者の購入しようとする動物の飼養及び保管に係る知識及び経験に照らして、当該購入者に理解されるために必要な方法及び程度により、前項の説明を行うよう努めなければならない。

- ・哺乳類、鳥類及び爬虫類については、営利目的で取り扱う業者（販売・保管・貸出し・訓練・展示等の業）は、第一種動物取扱業として都道府県知事等の登録制とされており、動物の管理の方法等に関する基準の遵守義務等が課されている。監督する立場である都道府県等からの聞き取りでは、犬猫販売業者（繁殖業者を含む）における動物の飼養管理の水準については、総じてみれば、登録制の導入時（H17 法改正）に比して大きく向上しており、問題のある犬猫販売業者の比率は非常に小さくなっているとの評価が多く聞かれる。ただし、ペットショップについては、消費者の目に直接ふれることから総じて大きく改善されているものの、消費者の目が届き難いブリーダーについては、割合は少ないものの一部になお課題を抱えている業者が存在するとの指摘もある。
- ・小規模に犬の繁殖を行う者（いわゆるホビーブリーダー）に対しては、欧米諸国等ではケネルクラブ等の民間団体による厳しい自主規制があると言われるが、日本においては、このような民間団体による自主規制等の取組等は脆弱ではないか、と指摘されている。
- ・このような状況は、動物取扱業については、法による規制的措置は累次の改正により強化されている一方、業界の自主的取組を促進し、優良な事業者を育成し、業界全体をレベルアップするための経済的手法や情報的手法等による政策が薄いことにも一因があるとの指摘がある。
- ・なお、大規模災害時の対応に関しては、一般財団法人ペット災害対策推進協会のコーディネーター等により、関係する業界団体による、支援物資の供給、募金活動、人的支援等が行われている。

論点① 動物取扱業者の社会的な役割の整理、業者や業界団体による主体的な取組、奨励措置

- ・動物取扱業者が果たすべき社会の中での役割は何か。例えば、生体販売を伴う犬猫販売業者については、家庭での適正飼養の方法を具体的に普及啓発する観点から、積極的な取組を行うことも期待されるのではないかと。

- ・ブリーダー崩壊等による犬猫のセーフティネットのあり方について、業界の自主的な取組として、何らかの共助メカニズム（人的・財政的支援を含めた物的支援等）の構築等を促進することは可能か。〔事務局〕
- ・幼齢規制の生年月日を自主的に証明する仕組みを業界団体に構築すべき。〔委員〕
- ・ブリーダーやペットショップ等の飼養管理に関し、業界としての自主規制の導入やガイドラインの作成等を促進することは可能か。〔事務局〕

【対応の方向性】

論点①の対応案

- ・動物取扱業者や業界団体が社会において果たすべき役割について、営利・非営利を問わず、業者や業界団体が主体的に考え、自ら取り組むことが必要であり、関係者による実行が強く期待される。
- ・また、動物の適正な取扱いの普及等に関して、積極的に貢献すべく取り組む動物取扱業者については、消費者の消費行動による評価その他の社会的な評価が付与される環境づくりも望まれるところ。他の業種における、業者・業界団体の自主取組の促進に向けた政策の例を参考にして、中長期的観点にたって動物取扱業の健全育成のための政策のあり方を検討することが必要。

【関連データ類】

○家庭動物管理士資格

- ・ペットの販売等に関わる人を対象として、（一社）全国ペット協会が資格試験を実施している家庭動物管理士（3級）の試験科目に動物取扱業者の職業倫理の項目があり、「動物取扱業の社会的役割と責任」についても出題されている。

※家庭動物管理士資格は全国の動物関連教育機関で教育プログラムの一環として取り組まれている。

○犬猫適正飼養推進協議会では、「動物の快適性に配慮した適正飼養指針」を策定し、ウェブサイトで公表している。

※平成30年7月18日現在、「犬の繁殖施設」について公表

社会的規範としての動物の愛護及び管理の考え方

1. 社会的規範となる動物の愛護と管理の考え方の形成

- ・動物愛護管理基本指針では、社会的規範となる動物愛護と管理の考え方を形成していくことの必要性を以下のように指摘している。

「国民が動物に対して抱く意識及び感情は、千差万別である。（中略）このように、個人における動物の愛護及び管理の考え方は、いつの時代にあっても多様であり続けるものであり、また、多様であって然るべきものである。しかし、万人に共通して適用されるべき社会的規範としての動物の愛護及び管理の考え方は、国民全体の総意に基づき形成されるべき普遍性及び客観性の高いものでなければならない。また、動物愛護の精神を広く普及し、我々の身についた習いとして定着させるためには、我が国の風土や社会の実情を踏まえた動物の愛護及び管理の考え方を、国民的な合意の下に形成していくことが必要である。」

- ・こうした社会的規範となる動物の愛護及び管理に関する考え方の形成をどのように進めていくのかについては示されていない。

論点① 動物に対する多様な考え方がある中で、社会的規範はどうあるべきか

- ・基本指針では、国民が動物に対して抱く意識や感情は多様なものであって然るべきとしつつも、社会的規範としての動物の愛護及び管理の考え方は、国民全体の総意に基づき適用されるべき普遍性と客観性の高いものでなければならない等と指摘している。つまり、法規制や社会のマナーの基礎となる社会的規範となる考え方を形成する必要性を指摘したものであるが、言い換えれば、法律が制定されて40数年が経過しても、未だに我が国では、社会的規範となる動物の愛護と管理の考え方について国民的な合意形成ができていないことを示している。
- ・「日本人の動物観 人と動物の関係史」（石田戢、濱野佐代子、花園誠、瀬戸口明久著、2013、東京大学出版会）において、石田氏は、「日本人の動物観について他の国や民族の動物観との相違があるか否かについて様々な議論があり、これまで語られてきた日本人の（動物観の）特質について、実際にあるのかどうか疑問が呈されているとしつつ、少なくとも欧米との違いがはっきりしていること、特に基本的なものについてのみ指摘する」として次の点を指摘している。
 - ・それは動物と人間との関係になんらかの原理を求めて、そこから動物の取り扱いを導き出そうという思考スタイルを日本人はもたないということだ。
 - ・動物と人間の間を関係を考えるにあたって、論理や普遍性を求めず、社会的なルールもないといっぴよい。
 - ・すべからく、経験的であり、その時々で社会的事情で決められ、なおかつ個人的である。
 - ・法律的な観点からすれば、「動物の愛護と管理に関する法律」では、動物を愛護し、共生社会をつくることをうたってはいるが、これすらきわめて茫漠とした表現だといえる。言い換えれば、こうした判断の融通性を残さなければ、法律すら決定できないともいえるのである。
- ・本書の指摘どおりであるとすれば、我が国において、国民の間に統一的な動物に対する考え方を形成することは極めて困難である。また、法制定から40数年を経過しても、国民の間で社会

的規範となる動物の愛護と管理の考え方が形成できていない現状を鑑みれば、むしろ、将来にわたって、人々の動物に対する考え方は多様でありつづけると捉える方が適当ではないか。

- ・国民の動物に対する考え方は多様であることを前提とした場合に、人々が取べき態度は何か。また、多様な考え方がある中で、社会ルール（法規制等）とすべき事項について、どのように考えるべきか。

【対応の方向性】

論点①への対応案

- ・現行の基本指針において、「万人に共通して適用されるべき社会的規範としての動物の愛護及び管理の考え方は、国民全体の総意に基づき形成されるべき普遍性及び客観性の高いものでなければならない」とされ、また、「我が国の風土や社会の実情を踏まえた動物の愛護及び管理の考え方を、国民的な合意の下に形成していくことが必要」とされている。これは、人の内心におけるものの見方ないし考え方は自由であることから、国民の動物に対する考え方は、将来にわたって多様であることを前提とし、動物の取扱いに関する行為規範はどうあるべきかについて、国民の受容可能性に留意しつつ考え方を整理することの必要性を指摘するものと解される。
- ・例えば、動物に対する国民一人ひとりの考え方に相違があること、多様性があることを広く普及啓発し、考え方の相違については、寛容な態度で接していくことが大切ではないか。
- ・一方、考え方の相違が具体的行為として表現される場合は、その行為の結果として、動物の健康・安全保持を害すること等により動物を愛護する気風という公序良俗を侵害するおそれがある場合、人の身体・財産への侵害や生活環境の保全上の支障等が生じるおそれがある場合については、当該行為について、一定の制約（行為規範／ルール）を課す必要がある。また、行為に制約を課す場合には、侵害される公益と制約を受ける行為の性質・制約の程度等について、具体的・客観的に詳細な検討・評価を行った上で、科学的知見に基づき行為規範の内容を規定するとともに、行為規範の態様（法規制とすべきものか、あるいはいわゆるマナー、自主ルールとして浸透を図るべきものか）について、中長期的に検討していくことが必要。

【関連データ類】

- ・平成 29 年 2 月 26 日に開催した環境省主催シンポジウム「動物の愛護と管理と科学の関わり」では、2 名の基調講演者に加え、パネルディスカッションで 4 名のパネリストがそれぞれプレゼンテーションを行い、ディスカッションを行った。動物愛護管理の課題の検討にあたって必要な視点として、以下の 4 つを提案し、それに沿っての議論が行われた。多様な考え方がある中、多角的な視点から、動物の取扱いを検討していく必要があることが示された。

- ①科学
- ②法律
- ③道徳、倫理、生命観、動物観
- ④生活、経済

http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/symposium_170226.html

動物愛護管理の課題の検討にあたって必要な視点

科学

- ・動物機械論、Sentient beings(意識ある物)
- ・繁殖学、動物行動学、免疫学等の発達、
- ・アニマルウェルフェアは科学と密接な関わり
- ・基本は、動物にとってどうかで判断。

※科学は普遍性、客観性を裏付ける手段。ただし、その役割は判断のための助言。様々な制約条件の中で、より良い選択肢を提案。

道徳、倫理、生命観、動物観

- ・動物は命あるもの(日本人の伝統的自然観)
- ・殺処分に対する忌避感覚、終生飼養の思想
- ・動物愛護、動物の慰霊と動物福祉の違い

※日本の動物観等に基づいた道徳や倫理。日本と西洋の動物への考え方の違いへの理解が必要。各国の制度はそれぞれの動物観等を基にするので単純には輸入できない。

法律

- ・憲法、民法、動物愛護管理法・・・
- ・法体系上、動物は物(権利の客体)
- ・社会規範のない中での法規制の妥当性

※憲法で保障された自由権(営業の自由)と動物取扱業への公共の福祉の観点からの規制のバランス、動物虐待を行う飼い主からの動物の没収保護と財産権侵害とのバランス等。

生活、経済

- ・安全な国民生活の確保(公衆衛生確保、人の生命・身体・財産や生活環境の被害の防止)
- ・関係者の生業の維持(生活権?)・経済活動
- ・One Welfare(人間の福祉と動物の福祉の問題解決を同時に行う)
- ・大規模災害への備えと発災時の対応

※限られた財源の中で優先順位をどうするか。

社会的規範としての動物の愛護及び管理の考え方

2 動物愛護とアニマルウェルフェア

- ・動物愛護管理法は、動物の愛護（動物愛護の気風の招来）と動物の管理（動物による人の生命・身体・財産の侵害の防止、生活環境保全上の支障の防止）を目的とする法律である。動物の虐待やみだりな殺傷を禁止すること、動物の適正な取扱いその他動物の健康及び安全の保持等のための規定について、その保護法益は、動物愛護の気風という社会の良俗の保護（人間の利益の保護）にあり、動物の生命・身体等の動物自身の利益の保護ではないと解される。
- ・また、動物愛護管理法は、第2条に基本原則を規定しており、従前からの動物愛護の観点からの基本原則（第1項）に加えて、平成24年法改正において、第2項において、アニマルウェルフェアのいわゆる5つの自由の考え方が、全ての動物の取扱いにおいて基本的な理念であることを踏まえ、適切な給餌・給水、健康管理等の環境確保を図るべきことが明記された。
- ・アニマルウェルフェアの趣旨を踏まえた当該規定は、動物の健康及び安全の保持を担保するための規定であり、動物愛護の気風を招来するとの保護法益を実現するための規定である。

（参考）

動物の愛護及び管理に関する法律

（目的）

第一条 この法律は、動物の虐待及び遺棄の防止、動物の適正な取扱いその他動物の健康及び安全の保持等の動物の愛護に関する事項を定めて国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵（かん）養に資するとともに、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止し、もって人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的とする。

（基本原則）

第二条 動物が命あるものであることにかんがみ、何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするのみでなく、人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適正に取り扱うようにしなければならない。

2 何人も、動物を取り扱う場合には、その飼養又は保管の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、適切な給餌及び給水、必要な健康の管理並びにその動物の種類、習性等を考慮した飼養又は保管を行うための環境の確保を行わなければならない。

- ・アニマルウェルフェアは、イギリスにおいて、産業動物の適正な取扱いに関して生まれてきた概念。1964年のルース・ハリソンの著書「アニマル・マシーン」を契機に家畜の取扱いが国民的な議論となり、1965年のブレンベル・レポートを踏まえて、1968年に農業法が改正され、家畜に苦痛を与える行為が禁止された。その後、1979年の農用動物福祉審議会において、今日の5つの自由の基礎が確立されたとされている。
- ・EUでは、1992年にはEU条約（マーストリヒト条約）に付帯された動物保護宣言でアニマルウェルフェアへの十分な配慮が記載された。また、1997年のアムステルダム条約議定書におい

ては、動物は、Sentient Beings（意識あるもの／感受性のあるもの、感受性のある生命存在等に訳出されることが多い）と位置づけられ、2008年リスボン条約では、条約本体において「農業、漁業、運輸、域内市場、研究、工業技術開発、宇宙」の政策分野において、動物は Sentient Beings であることからアニマルウェルフェアに十分配慮するものとされた。（その際、宗教儀式、文化的伝統、地域遺産に関わる加盟国の法的・行政的措置、慣例を尊重するとされている。）その他、1998年の農用目的で飼育される動物（脊椎動物全般）に適用されるアニマルウェルフェアに関する指令や、2010年のEU内の動物実験に関する規制の調和（ハーモナイゼーション）を図る指令等が出されている。このように、今日、アニマルウェルフェアはEUの重要な動物の取扱の基本理念の一つであるとも言われる。

- ・OIE（国際獣疫事務局）のアニマルウェルフェアに関する勧告の序論では、「アニマルウェルフェアとは、動物が生活及び死亡する環境と関連する動物の身体的及び心理的状态をいう。」と定義され、「5つの自由」は、アニマルウェルフェアの状況を把握する上で、役立つ指針とされている。

「5つの自由」とは、

- ① 飢えと渇き及び栄養不良からの自由
- ② 恐怖及び苦悩からの自由
- ③ 物理的及び熱の不快からの自由
- ④ 苦痛、傷害、疾病からの自由
- ⑤ 通常の行動様式を発現する自由

（農林水産省資料より）

- ・こうした欧州を中心に発展してきたアニマルウェルフェアの尊重については、EUが対外的にもOIEやFTA（二国間自由貿易協定）等を通じてその導入を働きかける等、世界的な広がりを見せており、産業動物や実験動物の分野では、EUのアニマルウェルフェアの各種ルールを踏まえた国際基準の形成がみられ、我が国の産業政策にも影響を及ぼしている。また、ペットなどの愛玩動物についても、アニマルウェルフェアの観点からの取扱いが重要視されるようになってきており、我が国におけるペットの取扱いについても同様の取扱いを求める声が高まってきている。このような背景を踏まえ、動物愛護管理法の法律の名称を動物愛護から動物福祉に変更すべきとの指摘もある。
- ・しかし、動物に対する捉え方など動物観の違いが作用するためか、国や宗教、文化的背景等により動物の安楽殺に対する寛容性などの面で大きな違いがあるとされ、我が国において、欧州で発展したアニマルウェルフェアの概念に基づく取扱いをそのままペットの分野に導入することについては議論もある。また、アニマルウェルフェアを動物福祉と訳する文献等が多いが、その意味するところが同一かどうかについても議論がある。
- ・なお、動物愛護という概念は、欧米先進国には存在せず、英語等の外国語には適訳がないとの指摘もある。

論点① 「アニマルウェルフェア」とはどのような概念か。それに基づく動物の取扱いとして、国際ルールや各国ルールはどのようなものがあるか。

- ・グローバル化等により、アニマルウェルフェアの概念が様々な解釈のもと、日本においても浸透しつつある中、グローバルスタンダードとしてのアニマルウェルフェアについて、正確な理解がないまま普及した場合、動物の愛護及び管理の考え方の形成・普及に支障を及ぼすおそれがある。その歴史、理念、制度、運用等に加え、その背景となった考え方等を踏まえて、アニマルウェルフェアについて正確な理解が必要。その上で、アニマルウェルフェアに係る課題及び留意点について整理すべきではないか。特に、愛がん動物分野におけるアニマルウェルフェアに基づく取扱いには、動物の安楽殺に対する寛容性が必要になるのではないか。
〔事務局〕
- ・グローバルスタンダードとしての動物福祉について正しい理解の下での導入が必要〔委員〕
- ・西洋と日本の動物観の違いを整理し、その上で社会的規範となる動物愛護管理のあり方を議論することには賛成。動物愛護ではなく、動物福祉の視点に立つことが今後は重要と考える。
〔委員〕
- ・アニマルウェルフェアについて、理解不足のまま、各々の独自の解釈に基づきカタカナ言葉が一人歩きすることは、議論の前提が崩れるものであり、大きな問題。畜産・産業動物の問題について、広く関係者を巻き込んで、一般の方に勉強してもらうためのシンポジウム等を積極的に開催すべき。〔委員〕

論点② 「アニマルウェルフェア」の概念やそれに基づく動物の取扱いについて、愛がん動物やその他の政策分野において、そのまま日本に導入すべきか。

- ・同上
- ・アニマルウェルフェアの根幹には、動物を Sentient Beings（意識あるもの、感受性のあるもの）と捉え、人間が利用し、必要に応じて殺処分することを肯定した上で、生きている間と殺す瞬間に不必要な苦痛を与えることを取り除こうとする考え方がある。一方、日本の動物愛護では、とりわけ愛がん動物について、動物を命あるものと捉え、命を奪う行為を忌避する傾向が強い。例えば、長期間ともに暮らしてきたペットが、治癒の見込みのない病気となったり、年老いて歩行等できなくなった場合に介護しながら飼い続ける（生きながらえさせる）行為は、日本ではペットにとってもよいことであり、動物愛護に反しない又は動物愛護に必要な行為と捉えられる傾向がある。他方、イギリスにおいては、アニマルウェルフェアの観点から動物虐待にあたるとして告発されることがあるという。アニマルウェルフェアについて、動物が動物らしく生きていくことができず、苦痛を感じることは回避すべきであり、そのような場合は安楽殺をすることが必要との考え方が根幹にあるのであれば、とりわけ愛がん動物について、命を奪うことを忌避する人が多いと指摘される日本において、アニマルウェルフェアに基づく取扱いをそのまま規範とすることが動物愛護の気風の保護の観点から受容されるものか、十分な議論が必要。〔事務局〕

論点③ 「アニマルウェルフェア」と、日本語の「動物福祉」は同義なのか。

- ・「アニマルウェルフェア」とのカタカナ語ではなく、「動物福祉」と日本語で呼称すべき。〔委員〕

- ・「アニマルウェルフェア」の言葉に含まれる意味と、日本における「動物福祉」の言葉に含まれる意味が同義なのかどうか、定義の明確化が必要ではないか。（そもそも、動物福祉だけでなく、動物愛護についても明確な定義は規定されていない。）

【対応の方向性】

論点①、②、③への対応案

- ・中長期的な課題として、アニマルウェルフェアの考え方とそれに基づく国際機関・各国における具体的な動物の取扱いに係る制度・運用について、情報収集・整理を行うとともに、動物愛護の考え方とそれに基づく動物の取扱制度等の関係を整理することが必要。整理に当たっては、それぞれの考え方等の背景となった文化的・社会的背景やその歴史（動物観の違いや、人と動物との関わりの歴史の違い等）を含めて整理・把握することが重要。その上で、アニマルウェルフェアの考え方やそれに基づく取扱いについて、動物の飼養目的や政策分野ごとに、日本においてどのように扱うべきか、課題・留意点を含め、整理・検討を行う。

【関連データ類】

特になし

社会的規範としての動物愛護管理の考え方

3 動物を展示（触れ合いを含む）に利用することについての考え方の整理

- ・我が国での動物園の歴史は、明治維新で西洋の文明や諸制度を導入しはじめた明治初期、1882年の上野恩賜公園動物園の開園に始まる。設立当初は国立博物館の附属施設であった。その後、動物園は全国に広がり、戦時中にその多くは閉休園したが、戦後全国の自治体に広がり、珍しい外国の動物を展示することで、国民の娯楽・レクリエーションの場ともなった。近年では、希少な動植物の保護（生息域外保全）の拠点としての機能が注目をされるようになるとともに、環境エンリッチメント等に配慮して実際の生息環境に近い生態展示を行う園も増えてきている。
- ・現在、動物園の名称使用に係る規制はないため、動物園の名称を使用する動物展示施設には、大小様々な規模のものがあり、取り扱う動物種や、展示の目的・方法等についても多様な形態のものがある。（例えば、小規模な動物「ふれあい」施設なども、動物園の名称を使用するものがある。）このような動物園については、一部には不適切な飼養環境で動物を展示飼養している施設もあると指摘されるなど、動物園動物をめぐる国際的な動向も踏まえ、多様化する動物の展示利用について、様々な課題が提起されるようになってきている。
- ・動物を直接見たり触ったりして親しむこと（「ふれあい」）は、歴史的にも古くから様々な形で行われてきていた。番犬や農作業用などの使役目的で、あるいは、食用としての動物が身近に存在し、人々の日常の暮らしの中で動物との「ふれあい」は行われていた。こうした身近に動物がいる暮らしは、戦後の急速な都市化や農業の機械化等によって失われ、畜産業者やペット飼養者でない場合は、身近で動物に「ふれあう」機会は少なくなった。このような状況において、動物との「ふれあい」の機会は、様々な形で積極的に提供されるようになってきている。とりわけ近年では、業として行われる動物との「ふれあい」が多様化し、輸入された野生由来の動物が接触できる形で展示されるなどしており、公衆衛生上の観点や動物の健康・安全保持の観点から、様々な課題が指摘されている。
- ・動物を展示（不特定多数の者に見せること又は触れ合いの機会を提供すること）目的で飼養管理する者に対しては、法第7条各項の動物の所有者・占有者の責務規定（動物による人の生命・身体・財産への危害防止、感染症予防、逸走防止等の措置に係る努力義務）が適用されるほか、同条第7項に基づき、「展示動物の飼養及び保管に関する基準」が定められている。
- ・哺乳類、鳥類及び爬虫類に係る動物について、営利目的の業として展示利用（「ふれあい」目的を含む）する者に対しては、第一種動物取扱業（展示業）の登録や動物の管理の方法等に係る基準の遵守義務等が課されている。
- ・動物の展示（触れ合いを含む）について、人獣共通感染症防止や動物の健康・安全保持等の観点から具体的な課題を検討するに当たっては、前提として、動物園等において、動物を見せることや動物との触れ合いを行うことについての意義や必要性の有無、その社会的効用等についても検討し、社会や個人に与える便益との関係において、動物の取扱いはどうあるべきかについて議論することの重要性が指摘されている。

(1) 動物園における動物展示の考え方

- ・動物園等を営む者（哺乳類、鳥類及び爬虫類に属する動物を見せることや触れ合いに用い、営利業として行う者）は、その規模や目的を問わず、第一種動物取扱業（展示業）としての規制が課されている。（公社）日本動物園水族館協会に所属するような大規模で多種多様な動物を飼養・保管する動物園と、小規模な「ふれあい」動物園、移動動物園、動物カフェ等に対して、一律の規制が課されていることについては以下の様な指摘がある。
- ・動物園を動物取扱業としてだけ規制するのは限界がある。動物園としての定義をしっかりと定め、動物園法を制定するなどして、他の展示業とは差別化を図るべき。〔委員〕
- ・日本動物園水族館協会に属しているような動物園等とそれ以外の展示業を区別し、動物園等の適正飼養ガイドラインを検討すべき。〔委員〕
- ・「平成 27 年度動植物園等の公的機能推進方策のあり方について」（2016 年 3 月、動植物園等公的機能推進方策のあり方検討会）では、動物園と動物愛護管理法の関係については、次のような指摘がなされている。

「動物愛護管理法では、動植物園等とペットショップの扱いの区分が同じであるが、動物を展示する動植物園等としての専門性を考慮した、規制や指導のあり方の検討が必要である。また、近年、先進国を中心に動物園等の飼育環境等に関する基準が高度化されていることに伴い、それらの国から動物を入手できない事態も生じているという指摘もある。さらに、動物との「ふれあい」が動物福祉に反するという指摘を受けることもあり、これらについて、今後、必要に応じて動物愛護管理行政の中で対応を検討する。」

論点① 動物園等において動物を展示することの意義は何か。

- ・動物園について、我が国の法律において、明示的な役割を規定したものはないが、（公社）日本動物園水族館協会によると、我が国の動物園等は、種の保存、教育・環境教育、調査・研究、レクリエーションを主な目的としているとされる。
- ・我が国において動物園と称する施設やそれ以外の展示施設は多種多様なものがあるが、そこで行われている動物の展示（販売目的・撮影目的を除く）については、どのような意義や社会的効用があるのか。例えば、希少な野生動物や外国原産等の珍しい動物を直接に見ることについては、映像等を通して見ることに比して、希少種や地球環境を保全する意識の醸成をもたらす高い効果が認められる等の社会的効用があるのか。また、社会的効用を効果的にもたらすこと、及び動物の健康安全の保持を図ることを両立させるためには、どのような形態で展示を行うべきか。

(2) 動物の「ふれあい」利用についての考え方

- ・動物「ふれあい」公園、動物カフェなど、観覧者と展示動物が身近に触れ合う業態の動物取扱業者も存在する。

- ・展示業登録をしている触れ合い施設における不適切な触れ合いについては、どのような趣旨の触れ合いか、どのような業態か、何が不適切なのかをしっかりと議論した上で、展示業のあり方を議論すべき。〔委員〕
- ・猛禽類カフェなどの動物と人が「ふれあう」ための展示施設は、不適切な触れ合い活動が非常に多く、子どもたちを含む一般市民と動物の双方にとって安心・安全な状況でない。動物愛護管理法の観点のみならず、公衆衛生、人畜共通感染症対策の観点から厳しく見ていく必要があり、展示基準をできる限り、法律に持ち込むべき。〔委員〕
- ・不適切な「ふれあい」動物園では、野生動物を触れ合いに使っている。疫学的な観点、感染症からの観点だけでなく、動物福祉の観点からも問題が大きい。野生動物をどうするか、動物園動物をどうするか、いろいろ議論はあるが、この辺はしっかりと区別して考えた方がよい。野生動物、特に爬虫類との「ふれあい」はやめた方がよい。〔委員〕
- ・全米小児学会では、3歳未満のこどもがいる家庭は人獣共通感染症等のアクシデントの関係から、エキゾチックアニマルを飼うべきではないという見解を出している。ハムスターを含め、「ふれあい」動物園等に関しても、3歳未満の子どもは参加させるべきではないと、はっきり立場表明をしている。〔委員〕
- ・東日本大震災の際には、学校飼育動物はほぼ全滅状態だった。学校で動物を飼育し、優しくふれあえと言っても、大規模災害などが発生した時に、その動物たちをどうするのかについて現状では何も対策がない。それでは、学校で飼育して、子ども達に優しい心を教えるというところには到達しないのではないか。〔委員〕
- ・動物福祉の観点からすると、現在の学校教育の中で動物を飼養することは限界がある。その中で動物愛護教育は無理ではないか。〔委員〕
- ・一方、動物との「ふれあい」を肯定的に位置づけているケースも多い。
- ・学習指導要領においては、たとえば、生活科において、動物の飼育等に関する学習を行うことを規定し、動物を飼う行為を通して、動物が生命を持っていることや成長することに気づき、生物への親しみを持ち、大切にしようとすることを目指している。
- ・また、人間がペットとふれあうことの効用（高齢者の健康寿命の延伸、アニマルセラピー、動物介在教育が子供たちにもたらす効果等）への関心が高まっており、動物との適切な「ふれあい」を促進させるべきとする指摘もある。
- ・小学校、動物園等で飼育動物関係の社会啓発・社会教育を実施すれば、飼育動物に対しての理解者が増え、様々な問題解決につながるのではないかと。〔委員〕
- ・動物愛護管理法の理念を次世代の子ども達に理解してもらうためにも、子ども達が動物と触れ合う実体験を通して、動物のぬくもりを感じ、動物に命があること、動物を思う優しい心が育つような活動を検討してほしい。〔委員〕

論点① 動物と触れ合うことの意義は何か

- ・人が動物と触れ合うこと（直接触ること）の意義をどのように位置づけるか。
- ・動物との触れ合いを提供する業態には多種多様なものがあるが、そこで行われている動物との

触れ合いについては、どのような意義や社会的効用があるのか。例えば、本来、野生動物である猛禽類等を触ることのできる店舗で動物との触れ合いを経験することにより、直接又は映像等を通して見ることに比して、猛禽類やその生息環境を保全する意識の醸成をもたらす高い効果が認められる等の社会的効用があるのか。効用がある場合、人間の健康安全の保持が確保されることを前提として、効用を効果的にもたらすことと動物の健康安全の保持を図ることを両立させるためには、どのような形態で触れ合いを行うべきか。

(動物との触れ合いは、咬傷事故や感染症の危険があり人間の健康安全の保持に支障があること、動物にストレスを生じさせ又は不適正な扱いによる事故等の危険があり、動物の健康安全の保持に支障があること等の観点から、批判も大きい。)

- ・根源的には、人間が動物を飼養する、飼うということの意義は何か、という問いかけもある。

【対応の方向性】

論点①②への対応案

- ・動物の展示利用（動物を見せること・動物と触れ合うことを目的とした利用）については、中長期的な課題として、多種多様な業態について一定の区分けをした上で、業態区分ごとに、歴史的・文化的な経緯や、動物に対する多様な考え方・価値観も踏まえつつ、動物をこれらの目的に利用することの意義を整理する必要がある。また、人間の健康や安全が確保されることを前提として、効用を効果的にもたらすこと、動物の健康及び安全の保持等を図ることの双方の観点から、展示利用における動物の取扱いに関する基本的な考え方を整理すべき。
- ・なお、当面、動物の展示利用における動物園動物や「ふれあい」利用を行う動物の取扱いについては、「動物の適正な飼養管理方法に関する検討会」において、飼養管理基準のあり方について検討を行う。

【関連データ類】

- 展示業の種類：動物園、水族館、移動動物園、動物サーカス、動物「ふれあい」テーマパーク、乗馬施設・アニマルセラピー業者（「ふれあい」を目的とする場合）、動物カフェ 等

- 展示業の登録・届け出数の推移（環境省調べ）

	展示業（第1種動物動物取扱業者）	展示業（第2種動物動物取扱業者）
平成26年4月1日現在	2,527	137
平成27年4月1日現在	2,750	190
平成28年4月1日現在	2,999	225
平成29年4月1日現在	3,363	256

- 文部科学省では、学校における飼育動物の適切な飼養保管のために、(公社)日本獣医師会の協力を得て教師用手引き「学校における望ましい動物飼育のあり方」を作成し、全国の小学校等に配布し、学校飼育動物の適切な飼養保管を指導している。
- (公社)日本獣医師会では、各種刊行物の発行やシンポジウムの開催、提言活動等を行いながら、地方獣医師会が行う学校等における動物飼育の支援活動を推進しており、約8割の地方獣医師会が、管轄地域の学校等における動物の飼育相談や診療、定期訪問活動、「ふれあい」活動・授業等への協力、教員研修の実施等の支援を実施している。

社会的規範としての動物愛護管理の考え方

4 主として致死利用を行う動物（実験動物、産業動物）への考え方・取扱い

- ・法は、法第7条において動物の所有者・占有者に対する責務が課されており、同条第7項において、「環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、動物の飼養及び保管に関する基準を定めることができる」とされている。当該規定に基づき、環境大臣は、家庭動物等（愛がん動物、伴侶動物）、展示動物（動物園動物、触れ合い動物、ペットショップ等で展示販売される動物等）、実験動物及び産業動物の各動物について、飼養保管基準を定めている。このうち、動物取扱業として規制が課される対象は、哺乳類、鳥類及び爬虫類（産業動物、畜産動物を除く）を取り扱う事業者である。

(1) 実験動物

- ・実験動物の所有者又は占有者に対しても、法第7条に規定される動物の所有者又は占有者の責務が適用され、また、同条第7項の規定に基づき環境大臣が定めた「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」において、実験動物（哺乳類、鳥類、爬虫類に属する動物）の管理者（実験動物及び施設を管理する者）、実験実施者及び飼養者等の責務が規定されている。
- ・倫理的な動物実験の実施のための3Rの原則として、Replacement（代替法の利用）「科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用すること」、Reduction（使用数の削減）「科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り利用に供される動物の数を少なくすること」、Refinement（苦痛の軽減）「利用に必要な限度において、できる限り動物に苦痛を与えない方法によって行うこと、に十分配慮して動物実験を実施することが世界的に広く認知されている。
- ・このうち、Refinement（苦痛の軽減）については、昭和48年の制定当時から、動物を科学上の利用に供する場合の方法及び事後措置に係る義務として法に規定されている。
- ・また、平成17年改正により、Replacement（代替法の利用）及びReduction（使用数の削減）が、義務ではなく、配慮事項として規定された。これについては、Replacement（代替法の利用）及びReduction（使用数の削減）の原則については、Refinement（苦痛の軽減）に比して動物実験の適正化に係る度合いがより強いと考えられ、動物の健康安全の保持や動物の管理を目的とする法の趣旨に鑑み、義務であるRefinement（苦痛の軽減）と異なる取扱いとされたものの指摘もある。
- ・動物実験（実験動物の適正な利用）については、法に規定されているものではないが、動物実験を所管する関係省庁（文部科学省、厚生労働省、農林水産省）が、各々自主的に基本指針を策定している。基本指針においては、動物実験を行う研究機関は、動物実験に関する機関内規程を定め、機関の長の最終的な責任の下で実験動物の飼養保管や動物実験を行うこと（機関管理（自主管理））が規定されている。
 - ・文部科学省「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」
 - ・「厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針」

- ・「農林水産省の所管する研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」
- ※この他に、日本学術会議が「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン」を策定。
- ・環境省は、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」について、平成 29 年に「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準の解説」を発行しており、同解説を踏まえた基準の周知徹底を進めている。
- ・実験動物の 3 R のすべてを配慮事項ではなく、義務規定にすべき、動物実験施設を届出制等にして行政の監督下におくようにすべきとの意見もあるが、届出制等に関しては、仮に導入した場合、対象施設の審査のための立入りに当たって、実験等の目的の達成に支障を及ぼす行為の範囲について自治体の職員では判断が困難であることが想定されることから、実効性の確保が困難ではないかとの意見もある。（「動物の愛護及び管理のあり方に関する報告書」（平成 23 年 12 月）

論点① 実験動物の健康安全の保持等をどのように図るか。

- ・実験動物の取扱いについて、動物実験施設における機関管理や外部認証を一層推進するためには、どのような取組が必要か。〔事務局〕

【対応の方向性】

論点①の対応案

- ・「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準の解説」を踏まえ、引き続き、関係省庁等と連携しながら、動物実験施設における適正な機関管理や外部検証あるいは外部認証を促進していく。また、適切な機関管理や外部検証がなされるよう、関係省庁等と連携しながら、動物実験を行う機関等や市民に向けた普及啓発を実施する。

【関連データ類】

- 「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」（平成 18 年環境省告示第 88 号）

第 1 一般原則

4 その他

管理者は、定期的に、本基準及び本基準に即した指針の遵守状況について点検を行い、その結果について適切な方法により公表すること。なお、当該点検結果については、可能な限り、外部の機関等による検証を行うよう努めること。

- 「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準の解説」（平成 29 年 10 月）

外部検証については、各省庁が告示あるいは通知している「動物実験等の実施に関する基本指針」及び本基準の規定に基づき、各機関における動物実験の基本指針への適合性及び実験動物飼養保管等基準の遵守状況について、文部科学省所管の機関に対しては（公社）日本実験動物学会、農林水産省所管の機関に対しては（公社）日本実験動物協会、厚生労働省所管の機関に対しては公益財団法人ヒューマンサイエンス（HS）振興財団がそれぞれ検証あるいは認証を実施しており、国際的には AAALAC

International（国際実験動物ケア評価認証協会）による施設認証が一般的である。

○講演・講師対応

- ・「外部検証促進のため人材育成」事業（公益社団法人日本実験動物学会）

平成 29 年 8 月、11 月 平成 30 年 7 月、9 月（予定）

（「動物の愛護及び管理に関する法律」（昭和 48 年法律第 105 号）、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」（平成 18 年環境省告示第 88 号）、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準の解説」（平成 29 年 10 月）の普及）

平成 29 年 11 月 「第 61 回日本実験動物環境研究会」（日本実験動物環境研究会）

「日本動物実験代替法学会 第 30 回大会」（日本動物実験代替法学会）

12 月 「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準の解説書についての勉強会」（日本実験動物技術者協会関西支部）

「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準の解説」刊行記念セミナー（株式会社アドスリー）

平成 30 年 2 月 「第 9 回実験動物管理者等研修会」（公益社団法人日本実験動物学会）

3 月 「日本実験動物協会教育セミナー・フォーラム 2018」（公益社団法人日本実験動物協会）※東京及び京都で開催予定

5 月 「第 65 回日本実験動物学会シンポジウム」（公益社団法人日本実験動物学会）

7 月 「第 62 回実験動物環境研究会」（日本実験動物環境研究会）

（予定） 9 月 「第 10 回実験動物管理者等研修会」（公益社団法人日本実験動物学会）

10 月 「第 52 回日本実験動物技術者協会総会」（一般社団法人日本実験動物技術者協会）

2 月 「第 10 回実験動物管理者等研修会」（公益社団法人日本実験動物学会）

社会的規範としての動物愛護管理の考え方

4 主として致死利用を行う動物（実験動物、産業動物）への考え方・取扱い

（2）産業動物

- ・産業動物の所有者又は占有者に対しても、法第7条に規定される動物の所有者又は占有者の責務が適用され、また、同条第7項の規定に基づき環境大臣が定めた「産業動物の飼養及び保管に関する基準」において、産業動物（哺乳類、鳥類に属する動物）の管理者（産業動物及び施設を管理する者）及び飼養者（産業動物の飼養又は保管に従事する者）の責務が規定されている。
- ・アニマルウェルフェアの考え方は、もともとイギリスにおける産業動物の適正な飼養管理の観点から始まったと言われており、現在では、EU条約（リスボン条約）において農業等の政策に関してアニマルウェルフェアに十分配慮することが規定され、我が国も加盟するO I E（国際獣疫事務局）において、アニマルウェルフェアに関する勧告が順次採択されるなど、世界的な広がりを見せており、我が国の産業政策にも影響を及ぼしている。
 - ※O I Eは、アニマルウェルフェアについて、「動物がその生活している環境にうまく対応している様子をいう。動物は、(科学的証拠が示しているように)健康で、快適で、栄養豊かで本来の生態を発現できている場合であって、痛み、恐れ、苦痛等の不快な状態を経験していないときには、良好なウェルフェアの状態にある」と定義。
- ・日本においては、(公社)畜産技術協会により、「アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針」が、肉用牛、乳用牛、ブロイラー、採卵鶏、豚の各種について策定されている。また、(公社)日本馬事協会により、馬について「アニマルウェルフェアの考え方に対応した馬の飼養管理指針」が定められている。

論点① 産業動物の健康安全の保持等をどのように図るか。

- ・産業動物は、国際的なアニマルウェルフェアの動向をどのように取り入れていくことができるのか。(前提として、アニマルウェルフェアの考え方やそれに基づく国際機関・各国における具体的な動物の取扱いに係る制度・運用等について、情報収集・整理をすることが必要。)[事務局]

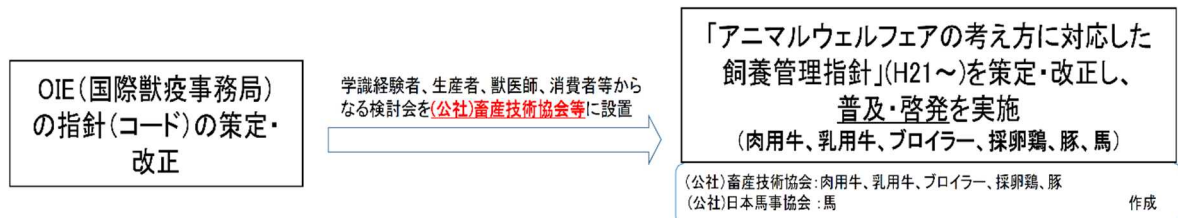
【対応の方向性】

論点①の対応案

- ・国際的なアニマルウェルフェアの動向にも留意しつつ、「産業動物の飼養及び保管に関する基準」の周知を図る観点から、引き続き関係省庁と連携しながら家畜の適正な飼養管理の向上に向けて対応していく
- ・なお、アニマルウェルフェアの考え方については、「社会的規範としての動物の愛護及び管理の考え方」の2のとおり、今後の検討が必要。

【関連データ類】

- 「産業動物の飼養及び保管に関する基準」（昭和 62 年総理府告示第 22 号）
 - ・ 飼養管理の一般原則について記載
- 畜種毎の対応



- 産業動物の動物福祉に関して関係省庁の担当者と打ち合わせを実施
- 「アニマルウェルフェアに配慮した家畜の飼養管理の基本的な考え方について」（平成 29 年 11 月 15 日付け事務連絡）※農林水産省からの依頼に基づき発出
 - ・(公社)畜産技術協会が「アニマルウェルフェアの考え方に対応した家畜の飼養管理指針」に基づく飼養管理の実施状況について調査した結果、給餌や給水等基本的な項目は、ほぼ全ての農家で概ね適切に行われていたものの、同指針で推奨している方法とは異なる飼養管理が行われている項目も一部見られる状況であったため、都道府県に対し管理者及び畜産関係者への周知を農林水産省が依頼。

「人と動物の共生する社会」の将来ビジョン

1 人と動物の共生する社会の具体像の提示

- ・法第一条の目的においては、「動物の愛護」と「動物の管理」により、「人と動物の共生する社会の実現を図る」こととされている。しかしながら、当該社会は人と動物がどのような関係にある社会なのか（どのような動物の取扱いを求める社会なのか）については、具体的な姿が示されていない。動物愛護管理行政は、動物虐待や動物による咬傷事故等の人間への被害という負の実態があり、その防止を目的として法が整備され、施策が講じられたのが端緒であり、現在に至るまで、動物の取扱いに関する個別課題に対応するための政策が展開されてきた。一方、目指すべき社会の将来像、当該社会の実現に向けた総合的な行程計画（限られた行政資源を効果的・効率的な課題解決に用いるための、政策のあり方・優先順位の付け方を含む）についての検討はされていない。
- ・環境行政の分野においては、施策の推進にあたって、「自然共生型社会」、「循環型社会」、「低炭素型社会」といった社会の形成を目標とし、その具体的イメージを計画などで提示することにより、関係者が連携して社会全体の変化を促す施策を推進している。このような観点からは、動物愛護管理行政においても、効果的・効率的な施策のあり方を検討する前提として、人と動物の共生する社会の将来イメージを具体的に示すことが必要ではないか。
- ・動物に対して多様な考え方を有する人と人との共生が、人と動物の共生する社会の前提なのではないか〔事務局〕

論点① 法目的にある「人と動物の共生」とは、どのような概念か。

- ・平成 24 年改正において法目的に追加された「人と動物の共生する社会の実現を図ること」における「動物」とは、利用目的・種を問わず、人と関わりのある動物全般を指す。他方、一般的に「人と動物の共生」について言及される場合は、生態系の保全、自然保護の文脈以外では、ペット（愛がん動物）について、共に暮らすという意味で用いられるケースが多くみられ、それに比して、産業動物や実験動物など、利用に当たって、目的に応じ、殺すことが必要になる場合があるものに関して言及されるケースは相対的に少ない。
- ・動物愛護管理法のバランスが少しペットの方に行き過ぎている感がある。もう少し全般的にあらゆる動物の扱いに関する視点というのがあってしかるべきではないか。〔委員〕
- ・平成 11 年改正において、基本原則に「人と動物の共生に配慮」との規定が盛り込まれた。当該規定については、「ここでいう人と動物の共生は、人間社会の中における動物をそれぞれの役割に応じて適正に利用していくことも包含している。すなわち、実験動物や家畜等の利用も、その合理的な目的に応じた適正な動物の取扱いがなされるならば、人と動物の共生の在り方のひとつであると考えられる。」との解釈が示されている。（「改訂版動物愛護管理業務必携」（動物愛護管理法令研究会編著））
- ・法第 40 条において動物を殺す場合の方法について規定され、法第 41 条第 3 項において実験動物の利用後の必要な場合の殺処分義務が規定されていることから、法は、実験動物や家畜等の利用に当たっては、目的に応じ、動物を殺さなければならない場合があることから、人と動物の共生のあり方のひとつの形態として、動物を殺して動物を利用することもその適正な取扱い

のもと法の趣旨にかなうものとしていると解される。人と動物の共生する社会の実現を図るためには、動物の死、動物を殺すということをどのように考えるかについて、忌避することなく議論をすることが必要ではないか。

論点② 「人と動物の共生する社会」の将来ビジョンをどのように検討していくのか

- ・例えば、「自然と共生する社会」であれば、中央環境審議会自然環境部会での審議を経て、「生物多様性国家戦略」において、将来（50年後、100年後等）の具体的なイメージを提示している。

論点③ 将来ビジョンにおいて、人と動物の関わりを検討する上で留意すべき新たな視点はありますか

- ・動物が社会において果たすプラスの役割（効用）を考えるべき。〔委員〕
（例）動物介在教育、動物介在療法、アニマルセラピー等、高齢者の健康寿命延伸効果
それらの一方で、動物の健康・安全の保持との両立をどう図るか。
- ・人間の営みが動物の世界に与える影響に留意した取扱い
（例）飼養動物だけでなく、野生動物に対しても人間活動が与えている影響を考慮して人間活動の配慮を行う。（高層ビルや送電線、車両等に衝突死する多数の生物への配慮）〔委員〕
- ・ONE HEALTH の観点からの動物の取扱い
（例）人畜共通感染症、AMR（薬剤耐性菌）などへの対策の進捗を踏まえた動物の適正飼養対策〔委員〕、人と動物と自然環境のつながりの確保〔委員〕
- ・One Welfare の観点からの飼い主対策
（例）動物の福祉の向上と動物に関わる人間の福祉の向上を合わせて議論すべきではないか。
海外では、One Health だけでなく、One Welfare という概念も登場している。〔事務局〕

【対応の方向性】

論点①～③への対応案

- ・法が目的とする「人と動物の共生する社会」について、法の意味するところを明確に整理したうえで、その具体的な将来ビジョンについて、中長期的に検討することが必要。検討に当たっては、愛がん動物（家庭動物）のみならず、実験動物や産業動物（利用に当たって目的に応じ殺すことが必要となるもの）についても、「人と動物の共生する社会」における人と動物の関係の具体的なイメージを議論し、将来ビジョンを明らかにするとともに、当該社会の実現に向けた行程を検討することが必要。
- ・具体的な将来ビジョンの検討に当たっては、第一段階として、国内外の動物の取扱いに関する基本理念についての情報を収集し、それらの概念を整理した上で、用いる言葉の定義を明確にして議論する必要がある。また、人の内心における考え方は自由であること、社会的・文化的背景から尊重すべき行為があることに十分留意しつつ、人と動物の関係を考える新たな視点を踏まえ、科学的・

法制的知見に基づく丁寧な議論を積み重ねていくべき。

【関連データ類】

特になし

「人と動物の共生する社会」の将来ビジョン

2 今後の動物愛護管理施策を進めていくための留意事項

- ・政策の実施に際しては、多様な主体との連携（参画と協働）と、証拠（エビデンス）に基づいた政策立案（EBPM；Evidence Based Policy Making）が求められる。
- ・現行の基本指針において、今後の政策展開の方向の基本的視点の一つとして、関係者間の協働関係の構築の必要性が示され、「国、地方公共団体等の行政機関、獣医師会、業界団体、動物愛護団体、動物の所有者等の団体、学術研究団体、調査研究機関等の適切な役割分担の下に、動物の愛護及び管理に関する関係者のネットワークが国及び地域のレベルにおいて重層的に作られていくようにする必要がある。」と規定されている。この点、多様な関係者のネットワークについては不十分であるとの指摘もあり、今後、関係者の協働をどのように具体的に推進していくかが課題である。
- ・また、行政改革の一環として、政府全体として、政策立案に際しては、EBPMの展開を強化することが必要となっている。とりわけ、規制は、公権力によって国民や企業の経済活動等を制限する仕組みであり、その根拠は常に批判的に検証され、国民に対する十分な説明がなされなくてはならない。すなわち、EBPMが最も強く求められる政策分野である。動物愛護管理の分野においても、政策判断を行うための証拠（科学的知見やデータ等）に基づく政策を進めることが必要であり、とりわけ規制的措置を講じる場合及びその運用に当たっては、EBPMが重要である。
 - ・なお、現行の基本指針においても、多様な関係者の協働を促進する観点から、「関係者間相互の共通認識の形成がしやすくなるように、施策の目標及びその目標達成のための手段等については、できる限り定量的かつ客観的な内容を備えたものとする」ことが重要である。」とされている。

（参考）

- ・証拠に基づく政策立案（EBPM）とは、（1）政策目的を明確化させ、（2）その目的のため本当に効果が上がる行政手段は何かなど、「政策の基本的な枠組み」を証拠に基づいて明確にするための取組。
- ・限られた資源を有効に活用し、国民により信頼される行政を展開するために、EBPMを推進する必要。
- ・政策の企画立案をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで政策効果の測定に重要な関連を持つ情報やデータ（エビデンス）に基づくものとすることが求められている。

（内閣府 EBPM 方針より）

論点① 多様な主体の連携をどう進めていくべきか

- ・多様な主体の連携を進めるためには、情報共有、合意形成、協働が必要であり、それらを議論する場が必要。その場をコーディネートする自治体職員のコーディネート能力の向上が必要。

〔委員〕

- ・保護団体の横のつながりが極めて弱い。個々にはすごくいいことをやっているが、横のつながりがないので、社会に訴える力が非常に弱いし、効率も悪い。その横のつながりを作るのは、私設の団体では難しいので、公的な団体が音頭取りをやっていかないと難しい。環境省か、獣医師会か、そういったところが音頭取りをしないと、保護団体の横のつながりを作るのは難しいという実感がしている。そういった視点にたった取組も必要。〔委員〕（再掲）
- ・ステークホルダーミーティングを実施することが、愛護団体、繁殖業者、売る側も自治体も飼い主も全員が喧々囂々となるかもしれないが、ある程度、意見調整をしながら、お互いやお互いの文化について理解するという意味で非常に大事。これは、おそらく環境省のようなトップで本当に我々の管轄だといっているところがやらないと多分成り立たないと感じる。〔委員〕（再掲）

論点② EBPM（証拠（エビデンス）に基づいた政策立案）をどのように推進すべきか。

- ・動物愛護管理分野の政策について、課題（政策目的）の明確化及び課題解決の手段の決定、政策の効果検証に必要な証拠（科学的知見や重要な関連データ等）は何か、証拠をどのように収集すべきか。
- ・証拠を動物愛護管理分野の政策に反映するための仕組みはどうあるべきか。（海外・国際機関の例では、政策立案の助言機関である審議会等の組織と、科学的知見を提供する助言機関（試験研究機関等）が設けられている例が見られる。我が国でも多くの政策分野においては、公的な研究機関が設けられている。）

【対応の方向性】

論点①②への対応案

- ・多様な主体の連携を強化するための方策、科学的知見・データ等の証拠（エビデンス）に基づく動物愛護管理分野の政策を推進するための方策について、基本指針の見直を踏まえ、中長期的に検討する。